# 牧口常三郎の戦時下抵抗 (第1回)

## ―天皇凡夫論と教育勅語批判を中心に―

### 伊藤 貴雄

### 序 論 弾圧の経緯---『特高月報』から探る

弾圧の日の証言/本稿の問題意識/特高警察と思想統制/治安維持法の拡張/昭和18 年7月の記述/内偵の事例/牧口の罪状/本稿のプラン

### 第1章 天皇凡夫論 弾圧理由その1

「訊問調書」/牧口の発言① 天皇も人間である/政府の公式見解 天皇は神である/天皇神格化の背景/軍部と現人神信仰/戦争と現人神思想/牧口の発言② 一天皇も間違うことがある/美濃部達吉の《天皇=人間》説/上杉慎吉の《天皇=現人神》説/立憲政治を擁護した牧口/逮捕7か月前の発言/立憲主義的天皇論

### 第2章 教育勅語批判 --- 弾圧理由その2

国民学校の儀式/牧口の発言①――天皇は忠を命じるべきではない/教育勅語の内容/「克ク忠ニ」は軍国教育の柱/忠義道徳批判の系譜――秋水・如是閑・栄治郎/内村と美濃部の受難/牧口の発言②――忠は孝に含まれる/政府の公式見解――孝は忠に含まれる/国定教科書の描く平重盛/忠孝優先論争――沢柳政太郎vs. 井上哲次郎

- 第3章 法罰論(聖戦思想批判) ――弾圧理由その3(以下、次号)
- 第4章 国家神道批判 ―― 弾圧理由その4
- 第5章 真の平和を求めて

#### 序論 弾圧の経緯――『特高月報』から探る(1)

#### 弾圧の日の証言

1943 (昭和18) 年7月6日早朝、静岡県下田の須崎で、牧口常三郎は特高警察に逮捕され、下田警察署に連行された。東京から下田に赴いて5日目のことである。

<sup>(1)</sup> 本稿は拙論「牧口常三郎は国家政策の何に抵抗したか」(『創価教育研究』第3号、2004年)で扱った問題を多角的に再追究したものである。牧口の晩年に関して牧口洋三夫人の金子貞子氏、牧口思想に関して 斎藤正二氏、戦時思潮に関して高崎隆治氏から貴重な証言・助言を賜った。深く感謝申し上げたい。

牧口はこのとき、みずからが創立した創価教育学会の会長だった。同会は1930 (昭和5) 年11 月18日、牧口のライフワークである『創価教育学体系 第1巻』(~1934 [昭和9] 年、全4巻) の刊行とともに発足。当初、教育改革を活動の中心にしていたが、その後牧口の仏法信仰の深化にともない、生活改革を標榜して民衆層にも支持を広げていた。

特高警察はこの運動を「治安維持法違反」、および「不敬罪」と見なしたのである。

同日のほぼ同じ時刻に東京目白の牧口の自宅も捜査された。そのときの様子を、当時牧口の三 男洋三の妻であった金子貞子は、インタヴューに答えて次のように証言している(インタヴュー が行われたのは、2005〔平成17〕年3月15日)。

五人ぐらいの方が来て、ほとんど原稿から何から、みんな持っていかれました。ほとんど原稿なんかは。[以前に] 義父 [牧口] は「この原稿は大事なものだから、貞子さんいじらないで大事にしておいてくれ」とおっしゃったんです。[それを警察は] 全部持っていってしまいました。下田で [牧口が] あげられたと同時に来たんです、うちに五人ぐらい。朝6時ごろ見えました。それはほとんど持っていきました。

その原稿というのは、時習学館で戸田先生 [牧口の弟子・戸田城外。戦後に城聖と改名。時習学館は戸田が経営していた学習塾] が模擬試験をします、[牧口は] あのときの試験の残りの紙をいただいて、それを裏返しに使って全部原稿を書いていらしたんです。ほんとに物を大切にされた。私たちがちょっとでも無駄に紙を使いますと、「もったいない」とおっしゃって、注意されました。<sup>(2)</sup>

牧口がつね日ごろ、著作に備えて反古紙の裏にメモをして溜めていたことは、『創価教育学体系第1巻』の「緒言」にも記されている<sup>(3)</sup>。一つでも多く思想を残そうとする努力は、最晩年にもつづけられていた。この日特高によって押収された原稿はどのようなものだったのだろうか。一部の研究者は、未刊に終わった『創価教育学体系 第5巻』に相当するものではないかと推測しているが、いまでは知る由もない。

同じ日、理事長の戸田城外をはじめ、東京の幹部10名も逮捕された。一連の弾圧で逮捕された のは、東京14人、神奈川4人、福岡3人の計21人にのぼった。

牧口は、警視庁にある二畳ほどの広さのコンクリート造りの部屋で、1か月半にわたり訊問を 受けた。取調官は、思想・宗教に詳しい特高第二課長だったようである。

訊問の内容は、『特高月報』昭和十八年八月分(9月20日発行)に、「創価教育学会々長牧口常 三郎に対する尋問調書抜粋」と題して25ページにわたり掲載されている。抜粋とある以上、その 原本が存在したはずだが、こちらも今日まで見つかってはいない。

訊問終了後、牧口は東京拘置所に移された。そして、劣悪な獄中環境に届することなく、逮捕から16か月目の1944(昭和19)年11月18日に73歳で獄死した。

<sup>(2)</sup> 金子貞子「義父・牧口常三郎の思い出」『牧口常三郎 こどもたちのしあわせのために』(映像評伝「学問と情熱」第33巻) 斎藤正二監修、紀伊国屋書店、2005年、DVD版の付録映像。

<sup>(3) 『</sup>牧口常三郎全集 第5巻』 第三文明社、1982年、6-7頁。

### 本稿の問題意識

牧口と創価教育学会への弾圧の理由は、ごく簡単にいえば、「国家が強制しようとした国家神道への従属を受け入れず、あくまでも日蓮正宗に基づく創価教育学会の信念体系を譲ら」なかったところにある (4)。それゆえ、戦時下の牧口の言動が国家への「抵抗」の側面を持っていたことは間違いない。だが、その「抵抗」の中身に対する評価は論者によってさまざまである。最初にそのことに言及しておきたい。

宗教学者の島薗進は、「抵抗の宗教/協力の宗教――戦時期創価教育学会の変容」(2006 [平成 18] 年) と題する論文のなかで、戦時期の牧口と創価教育学会に対する従来の評価を二つのタイプにわけ、自身の見解はそのいずれでもない第三の立場である、としている。島薗の分類にしたがって、その三つのタイプをまず確認しておこう。

第一のタイプは、宗教学者の村上重良に代表されるもので、牧口はあくまで国家の宗教政策に抵抗したまでであり、戦争政策に抵抗したのではないという見解である。島薗は村上の『創価学会=公明党』(1967 [昭和42] 年)から次の文章を紹介している。

創価教育学会の主張には、唯一の正しい宗教である日蓮正宗を国家が採用することによってのみ日本が繁栄するという基本線があり、軍国主義、国家主義の国策と本質的に対立するものではなかったが、天皇制ファシズム期の思想統制の枠におさまりきれないその異端性はおおうべくもなかった。戦局の悪化とともに、政府は、その神社崇敬の否定と国家諫暁のうごきを危険視して、根こそぎの弾圧を加えたのである。<sup>(5)</sup>

第二のタイプは、農学者の村尾行一に代表され、牧口は「軍国主義と天皇制と国家神道の三位 一体である昭和軍国主義の基本的イデオロギーを根底的に批判」したという見解である。島薗は 村尾の『軍国主義と闘った牧口常三郎』(2002 [平成14] 年)から結論部分を引いている。

昭和軍国主義——/[「/」は原文改行箇所を示す]それは、およそ民権を圧殺する重圧国家であった。 だから「国民あっての国家であり、個人あっての社会である」とする牧口、そして思想・信仰の自由等 の基本的人権を「神聖不可侵」なものとする徹底的な民主主義者である牧口は、死を賭しても昭和軍国 主義と全面対決するしかなかったのである。<sup>(6)</sup>

そして第三のタイプは島薗進自身が代表する。島薗は、村上説と村尾説とをそれぞれ部分的に 肯定もしくは否定して(つまり止揚して)、牧口は若き日からの進歩的思想をもとにアジア・太平 洋戦争を過ちと見なしてはいたが、日本全体の軍国主義化に対応するかのように日蓮正宗の排他

<sup>(4)</sup> 島薗進「抵抗の宗教/協力の宗教――戦時期創価教育学会の変容」『日常生活の中の総力戦』倉沢愛子他編、岩波書店、2006年、239頁。

<sup>(5)</sup> 村上重良『創価学会=公明党』青木書店、1967年、111-112頁。(島蘆「抵抗の宗教/協力の宗教」、240頁。)

<sup>(6)</sup> 村尾行一『国家主義と関った牧口常三郎』第三文明社、2002年、183頁。(島薗「抵抗の宗教/協力の宗教」、 240-241頁。)

主義的信仰を掲げたため、進歩的側面が背後へ沈んでいったという見解を提示する。

圧政への牧口の抵抗の意志は、教育による大衆自立と生活知開発を目指し統治機構に抗ってきた経験や、幼少期から青年期の逆境で培われた反骨精神・批判精神に根ざしたものだ。確かに牧口はアジア・太平洋戦争を正当な戦いとはとらえず、むしろ誤った思想に囚われた国家の道義にはずれた行為だと見なしていた。取締りが近づいてきた一九四○年以降の牧口は、創価教育学会の運動の中でそのような思想を表だって説くことはなかった。むしろ人々がそれぞれの生活の場で、大善生活を実行するよう指導することにそのエネルギーを傾けた。この時期の牧口が基本的人権を不可侵のものとする徹底的な民主主義を掲げ、昭和軍国主義と全面対決したととらえるのは事実にかなっていない。(7)

――以上が島薗の紹介する3種類の牧口評価であるが、もとより筆者は、これらを批判の対象に据えたくて引用したのではない。同一の研究対象が、研究主体の違いに応じて異なる相貌を見せることの、好個の事例として引いたのである。

このように、研究対象と研究主体とが相即の関係にあることが、思想研究を含めた人文科学の 難しさであり、また醍醐味でもあるといえよう。

しかしながら、こうして各人各様の牧口像が出されてみると、どの像が最も"事実"に近いかと問う前に、そもそもそうした問いがどれほど意味をもつのか、と問わずにはいられない。もちろん、牧口本人と面識があれば話は別である。あるいは、面識がなくとも、同時代を生きた人であれば、肌で記憶した時代の空気が、さまざまな牧口像のなかから"事実"に近いものを探る感性を支えてくれるかもしれない。

だが、終戦=敗戦から60年以上が経過した今日、そうした面識ないし感性を有する人はけっして多いとはいえないはずである(ちなみに、上記の村上は1928 [昭和3] 年、村尾は1934 [昭和9] 年、島薗は1948 [昭和23] 年の生まれである)。また、筆者(1973 [昭和48] 年生まれ)のような戦後世代にとっては、戦前戦中の歴史や人物について認識を形成すること自体、いちじるしく困難な作業とならざるをえない。まして「思想」という、目に見えないものを研究対象とする場合の困難さはいわずもがなである。

筆者の問題意識はこの点から発している。そもそもわれわれ (戦後世代) が、戦時下における 牧口の思想について多少とも客観的な認識を形成することは可能なのか。もし可能とすれば、い かなる意味においてであり、またいかなる方法によってなのか。

\*

牧口も戦時下で種々発言を残しているではないか、そうした"資料"に基づけば客観的な認識 に到達しうるはずだ、という反論もあろう。ところが、"資料"があっても、その発言がどの程度 話者の意図の反映であるのか、というさらなる問題が待っている。

徹底した思想統制がおこなわれた時代のことである。単語一つ、文章一つをとっても、国家を 向こうに回した戦略が採られている可能性がある。つまるところ、問題は、読む側の"解釈"に 帰着せざるをえないのである。

<sup>(7)</sup> 島蘭「抵抗の宗教/協力の宗教」、265-266頁。

では、思想研究とはそもそも"推論"の域を出ないものなのか。この点を筆者は、戦時文学研究家の高崎隆治にうかがったことがある。高崎は1925 (大正14) 年生まれで、戦時中は学徒兵を経験している。彼の返事はこうであった。

[…] あの戦時下の人々の内面または行動は「推論」する以外にありません。「データ」なるものは絶無といった方がよいでしょう。権力者や指導者の言葉は当時のデータにいたるところで繰り返されていますが、民衆の本心がどうであるのか、そのようなことを民衆自身が口に出すことは当時において絶対にないといって過言ではないでしょう。本音を述べても大丈夫というのは親・兄弟しかないのです。その兄弟ですら、私などは弟に「国賊」とののしられる始末でしたが、兄弟であるがゆえに密告はされなかったということです。[…] 繰り返しますが、厳重な取り締りの下の戦時下に現今のような情報の洪水など絶対になく、「推論」で判断する以外にないのです。私のように戦争下の体験を持つ者は、自身の体験によって「推論」を補なうことができますが、現今では「推論」を可能な限り煮つめていって「事実」に迫る以外にはありません。(8) (下線筆者。以下同じ)

だとすれば、資料を読む側に求められるのは、"解釈の質"であろう。高崎自身の文学研究が示すように、その質を決めるのは、当該資料の歴史的な文脈 (context) に対する理解である。ということは、当該文脈の解釈に用いる"資料の量"も重要な条件になる。

要は、先入見を排し、一つの単語、一つの文章に対していかにていねいな読みを施すか、という点に尽きるのである。問われているのはまさに読む側の"姿勢"である。

もとより戦時下の牧口については、先述のような先行研究が存在する<sup>(9)</sup>。本稿で用いる資料 もすべてが目新しいものというわけではない。にもかかわらず、その"読み方"によっては、事 実の解明に新たな貢献をなす可能性も無ではないだろう。

それゆえ本稿では、特高警察が牧口について残した記録を、一字一句でいねいに読解しようと 考えている。牧口のいかなる言動が法に触れるものと見なされたのか。その言動において牧口自 身は何を意図していたのか。また、その意図は当時の歴史的文脈においてどういう意味を持って いるのか。これらの問題に焦点を絞り、牧口の内面に迫ってみたい。

### 特高警察と思想統制

それでは、少しずつ本題に入っていこう。

牧口逮捕の理由を客観的に知るうえで最重要の資料は、いうまでもなく、逮捕した側が残した 記録にほかならない。それが『特高月報』である。

-

<sup>(8)</sup> 高崎氏から筆者への手紙 (2007年11月28日)。

<sup>(9)</sup> なお、戦時下の牧口を扱った文献として、村上・村尾・島薗の論考の他に以下のものがある。宮田幸一『牧口常三郎の宗教運動』第三文明社、1993年。松岡幹夫『日蓮仏法の社会思想的展開』東京大学出版会、2005年(第5章)。これらは牧口の政治思想を研究する上で今後も指標となる視点を提示している。また竹中労『聞書 庶民列伝』(全4巻、潮出版社、1983-87年)は、(本稿と見解を異にする点も多いが)牧口の同時代人へのインタヴューを多く交えており、戦時下の状況を知る上で参考になる。本稿で不足の点については、これらの文献を参照していただきたい。

これは内務省警保局が1930 (昭和5) 年以降毎月発行していたもので、表紙右上に「厳秘」と明記してあるように、当時の極秘文書である。現在は政経出版社から復刻版が出ており、図書館等での閲覧が可能になっている。

これを読むと、特高警察がどれほど綿密に国民の言動を監視していたか、それゆえ戦時下において国家にあらがう意見表明がいかに困難をきわめたかが、手にとるようにわかる。

特高警察は、正式には「特別高等警察」といい、戦前戦中の日本で国民の行動を監視し、取り 締まっていた警察である。ナチス・ドイツにおけるゲシュタポに相当しよう。

1911 (明治44) 年、明治天皇暗殺計画の容疑で (ただし積極的証拠を欠いたまま) 幸徳秋水ら 12名の社会主義者が処刑された「大逆事件」を受けて、社会主義運動の取り締まりのため警視庁 に設置されたのが最初である。とくに1925 (人正14) 年の「治安維持法」制定後は、急速に体制が強化されていった。

1928 (昭和3) 年には、第一回普通選挙のあと、治安維持法違反の容疑で社会主義運動関係者 1600人を一斉検挙した「三・一五事件」をきっかけに、全府県に特高課が設置される。同事件を 題材に『一九二八・三・一五』を書いて特高警察の拷問を批判した作家の小林多喜二は、1933 (昭和8) 年に捕えられて拷問死し、翌1934 (昭和9) 年には、経済学者の野呂栄太郎が同じく拷問で命を失っている。

牧口が検挙される前年の1942 (昭和17) 年には、有名な「横浜事件」が起きている。1945 (昭和20) 年までに出版関係者など約60名が共産党再建謀議の疑いで検挙され、うち4名が拷問死したこの事件は、容疑そのものが特高警察の捏造だった。

なお、思想統制は特高警察だけに任されていたのではない。歴史家の荻野富士夫は、「抑圧統制をになったのは、決して内務省・特高警察のみではなかった。特高警察に収斂しきれない広がりと深さをもっていたところに、戦前日本の抑圧統制機能の特質と強靭さがあったのである」(10)と述べている。

そして、抑圧を担った機構を次のように列挙している。「たとえば、反戦反軍の運動・思想を対象とした軍(思想憲兵)、学生運動・教職員組合運動の取締や教育を通じての思想統制・動員をはかった文部省(学生部→思想局→教学局)と各府県学務部、反日・抗日運動の抑圧取締にあたった外務省警察(領事館警察)がある。だが、なにより注目すべきは司法部(司法省・裁判所)であった。それは、国内治安体制の一方の核として、いわば、特高警察と両輪をなす存在だったのである」(11)。

このように権力の鉄鎖でがんじがらめにされた言論空間にあって、国民が反体制的な意見表明をおこなうことは、文字通り命懸けでなければできないことであった。

<sup>(10)</sup> 荻野富上夫『思想検事』岩波書店、2000年、1-2頁。

<sup>(11)</sup> 荻野『思想検事』、2頁。

### 治安維持法の拡張

ついでに、牧口逮捕の法的根拠となった「治安維持法」、なかんずく1941 (昭和16) 年に改正されてできた「新治安維持法」についても、最小限述べておきたい。

治安維持法は、やはり社会主義運動への対策としてつくられ、1925 (大正14) 年に可決・施行された。「普通選挙法」の可決・施行とほぼ同時である。翌年の「京都学連事件」(マルクス主義を研究する学生組織が弾圧された)ではじめて適用された。この事件の被告のなかには、9年後に特高警察に殺される野呂栄太郎も含まれていた。

同法第1条は次のようになっている。

国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス(12)

冒頭の「国体」は、若い世代の読者には馴染みのうすい言葉と思われるので、簡単に解説しておく。戦前の日本を代表する国語辞典『広辞林』(昭和14年版)でこの言葉を引くと、

こく-たい [国体] (名) ①国家成立の状態。くにがら。②国家の面目。「一を辱しむ」。③【法】国家を統治権の存在状態によりて別かつ区別。君主国体と貴族国体と共和国体とあり。(13)

となっている。このように、法律用語としては③の《国家の体制》を指し、それゆえ当時の日本では、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(大日本帝国憲法第1条)という天皇制のことを意味していた<sup>(14)</sup>。同時に、①や②のような、社会的・文化的・思想的な《国家の特徴》をも指しており、国民道徳の観念としても用いられた<sup>(15)</sup>。

したがって、治安維持法第1条が禁じる「国体ヲ変革」とは、厳密には天皇制の変革を意味するわけだが、社会・文化・思想のすべてを天皇制と結びつけて解釈していた戦前戦中では、この文言が道徳や宗教の方面にも拡大適用される可能性を含んでいた。

その後、治安維持法は1928(昭和3)年6月と、1941(昭和16)年3月との2度にわたって改正される(むしろ「改悪」と呼ばれることが多い)が、とくに後者は、もとの全7条を全65条に

\_

<sup>(12)</sup> 奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、1977年、251-252頁。

<sup>(13)</sup> 金沢庄三郎編纂『広辞林』(昭和14年版)、三省堂。

<sup>(14)</sup> ただし、「国体」という概念が法律の文言に採用されたのは、治安維持法がほとんど最初である。そもそもこの言葉は倫理的・道徳的な色彩が濃いため、美濃部達吉などは憲法学で用いることも避けていた。これに対し「国体」概念を憲法学に積極的に取り入れたのは、美濃部批判で知られる上杉慎吉である(奥平『治安維持法小史』、52-56頁)。——美濃部と上杉との対立は、いわゆる《天皇機関説》と《天皇主権説》との対立であるが、これについては本稿第1章でくわしく言及することになろう。

<sup>(15)</sup> 道徳的な概念としての「国体」は、1890 (明治23) 年発布の《教育勅語》における使用が典型である。そこでは、日本国民が君主に忠実で、父母に孝行をはげみ、心を合わせてきた歴史を「国体の精華」という言葉で表現している(奥平『治安維持法小史』、53-54頁)。——教育勅語については本稿第2章でくわしく言及する予定である。

増やした大規模なものであった。それゆえ「新治安維持法」と呼ばれる。 新治安維持法では、上述の「国体ヲ変革シ」に加え、「国体ヲ否定シ」という文言が現れた。

国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス(第7条)(16)

こうして治安維持法は、道徳と宗教の領域にも踏み込むことが可能となった。「神宮若ハ皇室ノ 尊厳ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スル」おそれがあれば、すべて「国体ヲ否定」する結社といえるか らである。この改正について法学者・奥平康弘の『治安維持法小史』は次のように分析する。

日本政府は、一九二五年以来治安維持法の拡大解釈・拡大適用にふけりながら、のちどこかの時点で都合をつけて立法措置でこれらを追認してきた。[1935年の大本教事件で]類似宗教団体への治安維持法の発動をまずやらかした。[政府としては]これらの宗教団体は「国体変革」結社だといい張ったものの(そして、多くの裁判所もこの主張を認容してはくれるものの)、坐りがわるいことはたしかである。そこで「国体変革」というそれ自身抽象的・広義的・包括的である概念に代えて、もっとずっと抽象的・広義的・包括的で、しかも本質的に観念的な「国体否定」という概念の設定にゆきついたのである。新規定は、当局の過去の法実践を正当化するが、そればかりでない。これにより「国体変革」の拡張解釈をもってしても、どうしても取締りえなかった、もろもろの面白くない活動を、こんどは、泣く子も黙る治安維持法違反として規制することができるようになったのである。(17) (傍点原文)

とりわけ、新しく登場した「国体否定」という抽象的・広義的・包括的な規定について、奥平は、「私は『国体否定』という法文の異常さ・異例さを強調しておきたい。全く観念の世界にとどまる人間の精神活動そのものに標的を合わせているのである。ここで『国体』という魔物のことは、とやかくいうまい。それにしても、『否定』すなわち『承認しないこと』が、罪だというのだから、おそろしいではないか」(18) との評価を下している。

太平洋戦争がはじまる段階では思想統制の体制は完ぺきに整っていたのであり、国策にそぐわない組織に検挙の手がのびるのは時間の問題だった。あとでくわしく述べるが、新治安維持法の施行から遅くとも8か月後には、牧口の講演会場に特高警察が姿を現わしている。

#### 昭和18年7月の記述

さて、極秘文書『特高月報』に話を戻そう。

このなかで牧口に関する記述が最初に出てくるのは「昭和十八年七月分」、つまり、牧口が逮捕された1943年7月の号である。

<sup>(16)</sup> 奥平 『治安維持法小史』、255頁。

<sup>(17)</sup> 奥平『治安維持法小史』、213頁。

<sup>(18)</sup> 奥平『治安維持法小史』、213頁。

その目次には、「共産主義運動の状況」「国家(農本)主義運動の状況」「労働及経済状況」「農村状況」「朝鮮人運動の状況」「宗教運動の状況」という項目が並んでおり、特高警察が国民の生活の細かいところにまで監視の目を光らせていた様子がうかがえる。

宗教運動の項目に記載があるのは、「カトリツク教徒」、「天台宗各派」、「関西学院大学」、「基督者」、「生長の家」、「基督教信者たる遺家族精神指導員」、「大日本神皇教」、「誠忠の家」、「<u>創価教育学会</u>」、「如来教団」、「山岸宏」、「出征軍人遺家族に対する不良祈祷師」、「天理教」、「大乗報恩会」、「一心大師教会」などである<sup>(19)</sup>。

このなかの「一〇、創価教育学会本部関係者の治安維持法違反事件検挙」という記事に、特高 がいかなる理由で牧口を逮捕したかが書いてある。『特高月報』で牧口逮捕の理由を記した最初の ものである。以下にその全文を引用しよう。

東京都神田区錦町一ノー九所在創価教育学会は、昭和三年頃現会長たる牧口常三郎が芝区白金台町小学校長退職後、当時本名の冒信中なりし日蓮正宗(静岡県富士郡上野村大石寺を本山とす)の教義に特異の解説を施したる教理を創案し、知人たりし小学校教員等を糾合して創設せる宗教団体なるが、会長牧口を中心とする関係者等の思想信仰には幾多不逞不穏のものありて、予てより警視庁、福岡県特高課に於て内偵中の処、牧口会長は信者等に対し「天皇も凡大だ」「克く忠になどとは 天皇自ら言はるべきものではない。教育勅語から削除すべきだ」「法華経、日蓮を誹謗すれば必ず罰が当る」「伊勢神宮など拝む要はない」等不逞教説を流布せるのみならず、客年一月頃以降警視庁当局に対し「創価教育学会々員中には多数の現職小学校教員あり且其の教説は日蓮宗に謂ふ曼荼羅の掛幅を以て至上至尊の礼拝対象となし、他の一切の神仏の礼拝を排撃し、更に謗法払ひと称して神符神札或は神棚仏壇等を焼媛撤却し、甚しきは信者たる某妻が夫の留守中謗法払ひを為したる為離婚問題を惹起せり」等屡と投書せる者ありて、皇大神宮に対する尊厳冒瀆竝に不敬容疑濃厚となりたる為同庁に於て、本月七日牧口常三郎外五名を検挙し取調べを進めたる結果、更に嫌疑濃厚と認めらるる寺坂陽三外四名を追検挙し(別記参照)引続き取調べ中なり。(20)

このうち、牧口の罪状にかかわる箇所を現代語訳しておく。(とくに、特高が目をつけた言動に ついては太字で示した)。

会長牧口を中心とする関係者たちの思想信仰には多くの危険なものがあるので、以前から福岡県特高 課で内偵していたところ、牧口会長は信者たちに対し「天皇も凡夫だ」「『よく忠実に』などと天皇みず から国民にいうべきではない。教育勅語から削除すべきだ」「法華経と日蓮の悪口をいうとかならず罰が 当たる」「伊勢神宮などを拝む必要はない」などのけしからん教えを広めているだけでなく、昨年1月頃 以降には、警視庁当局に対し、「創価教育学会会員のなかには多くの現職小学校教員がいる。また、その 教えは日蓮宗でいう曼荼羅を最高の礼拝対象として、他のいっさいの神仏の礼拝を排撃している。さら に、謗法払いといって、神符や神札、あるいは神棚や仏壇を焼却撤去している。極端な場合は、信者で ある妻が夫の留守の間に謗法払いをしたため離婚問題を引き起こしている」などとしばしば投書を寄せ た者がいて、伊勢神宮に対する尊厳冒瀆および不敬罪の容疑が濃厚になった。

<sup>(19) 『</sup>特高月報』昭和十八年七月分、2-3頁。

<sup>(20) 『</sup>特高月報』昭和一八年七月分、127-128頁。

この内容を、以下、順を追って読解してみよう。

### 内偵の事例

まずは「会長牧口を中心にする関係者等の思想信仰には幾多不逞不穏のものありて、予てより 警視庁、福岡県特高課に於て内偵中の処…」というくだりである。

ここで「警視庁、福岡県特高課に於て内偵」とあるが、特高警察の「内偵」(内々の偵察) がど ういうものだったかを最初に見ておきたい。

荻野富士夫『特高警察体制史』によると、内偵の仕方には、尾行や盗聴はもちろんのこと、犯 罪捜査・戸口調査・営業臨検などあらゆる機会を使った「**直接視察」**と、新聞記事や密告スパイ を利用する「間接視察」との2種類があったという。

前者は説明するまでもないだろうから、後者の「間接内偵」について述べよう。これに関しては、とくに1932(昭和7)年3月刊の警察研究会編『社会運動に直面して』という文献が参考になる。同書は密告スパイの有用性を説いた典型例である。

昭和の警察は進歩せる科学的組織的な警察網の働きによって明るく正しき視察をすべきである。只警察官は管内又は受持区に於て真に警察精神を理解せる警察応援者を物色し之を各その向々によって指導し教育して、間接に且つ自発的に警察を援くる人物を獲得養成すること、即ち国家社会民衆の為赤誠を捧ぐる手段として警察の耳目となる人物と特殊な事柄に付き善処するは弊害なきものと思はれる。(21)

このように、警察官ではないが「真に警察精神を理解せる警察応援者」、「間接に且つ自発的に 警察を援くる人物」、「警察の耳目となる人物」を利用することが、昭和の「進歩せる科学的組織 的」な警察の仕事であり、「明るく正しき視察」であると述べている。

特高警察は、1937 (昭和12) 年にはじまった日中戦争の長期化にともない、とくに宗教団体を標的に据えるようになる。厭戦の気運に対処するためである。1939 (昭和14) 年4月改正の「特別高等警察執務心得」(内務省) には、次のようにある。

第五十二条 宗教団体中ニハ道 モスレバ<u>其ノ教義、教理ニ反国体的思想ヲ内包シ</u>巧ニ神示・天啓等ニ仮托シテ不敬、不逞ノ妄説ヲ宣布セントスルモノアルヲ以テ<u>此種容疑ノ教、宗団ニ対シテハ常ニ周密ナル視察ヲ遂ゲ其ノ教説ノ思想的根底ヲ把握スルニ努ムル</u>ト共ニ取締及検挙ノ時機、方法等ヲ誤ルコトナキヲ期スベシ (<sup>22)</sup>

この「執務心得」では、公認宗教以外のすべての宗教団体が調査対象に据えられた。こうした 流れのなかで1941 (昭和16) 年の新治安維持法が登場することになる。

ちなみに、荻野が紹介している「間接視察」の事例としては、1942 (昭和17) 年9月におこな われた中国・四国ブロック特高実務研究会で、香川県特高課が報告した摘発の仕組みがある。そ

<sup>(21)</sup> 荻野富上夫『特高警察休制史 社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房、1984年、222-224頁。

<sup>(22)</sup> 荻野『特高警察休制史』、327頁。

れは「三理三腹教」という宗教団体の中心者を調査したときの方法である。

その方法とは、まず、「検病的戸口調査という名目」でその中心者の家を探ったが、充分な情報 を得られなかったので、「内偵線」(=スパイ)を入れることにした。ちょうど「左翼の転向者で 正直な男」がいたので、交渉して協力者になってもらった。

そして、目的の家の三軒ほど離れたところに家を借り、「大学の卒業者で金持であるが病気なので養生をするのだ」という触れ込みで、その男を住まわせた。男は目的の家に挨拶に行って、すぐに信者になることができた。

その後、特高視察係が男の弟ということでたびたび訪問し、「弟がいつも世話になる」と礼を述べて近づいて調査した。そして弟役の男に、「教義が記憶できぬから筆記させてもらいたい」と言わせて情報を収集し、検挙に成功した――(23)。

これは太平洋戦争開始から10か月目、すなわち牧口逮捕の10か月前の事例である。

先述した特高警察の「執務心得」には、「反国体的思想ヲ内包」する疑いのある宗教団体に対して「常ニ周密ナル視察」を命じているから、おそらく牧口に対しても、特高は「直接視察」「間接視察」を問わずあらゆる方法でその身辺を探ったものと思われる。

### 牧口の罪状

ところで、『特高月報』は「警視庁、福岡県特高課に於て内偵」と述べているが、そもそもこの 内偵はいつおこなわれたのだろうか。

牧口が福岡県で創価教育学会の会合を開いたのは、今日確認されるかぎり、1940 (昭和15) 年 11月上旬と、翌1941 (昭和16) 年11月中旬との2回である(注24、25の資料による)。

とくに後者(1941年11月)は、二日市(現・福岡県筑紫野市)の武蔵温泉旅館で「九州総会」を開催しているが、そのさい3人の特高刑事が監視のため立ち会ったという証言がある(24)。牧口の「天皇も凡夫だ」以下の発言が福岡県特高課によって記録されたのは、このときの可能性が強いであろう(25)。

それゆえ、『特高月報』の記述は1941年11月中旬のことを指していると見て、以下の議論を進めたい。なお、この福岡県での内偵は、特高警察みずからが会合を傍聴しているので、さきの区分でいうと「直接視察」に当たるものである。

内偵活動の結果、牧口の次のような発言が特高の目にとまる。それぞれの発言の意味内容については次章以降でくわしく検討することにし、まずは概略を確認しよう。

.

<sup>(23)</sup> 荻野『特高警察体制史』、359-360頁。

<sup>(24)</sup> 金川末之「九州指導同行の思い出」、『牧口常三郎先生の思い出』聖教新聞社九州編集総局編、37-38頁。 および、田中しま代「心に残る指導と薫陶の数々」、同、64頁。

<sup>(25)</sup> もちろん、すでに1940年の段階で目をつけられていた可能性も否定はできない。というのも、金川末之「九州指導同行の思い出」によれば、牧口が1940年の九州での会合において、平重盛の「忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」という言葉に言及したとあるからである。この言葉は、牧口が「教育勅語」を批判するさいによく引用していたものである(本稿第2章の「牧口の発言②一忠は孝に含まれる」以下を参照のこと)。

- ①「天皇も凡夫だ」──天皇は普通の人間であるということである。これを本稿では「天皇凡夫論」と呼ぶことにする。
- ②「克く忠になどとは、天皇自ら言はるべきものではない。教育勅語から削除すべきだ」――これは教育勅語に対する批判である。「克く忠に」というのは"よく忠実に"という意味であるが、そういう言葉を教育勅語から削除するよう主張している。
- ③「法華経、日蓮を誹謗すれば必ず罰が当る」――法華経、日蓮信仰の教義の一つである「法罰論」である。国家神道に対する間接的批判にもなっている。
- ④「伊勢神宮など拝む要はない」――国家神道に対する直接的批判である。

だが、こう羅列されても、牧口がじっさいにどういう話を展開したのか、にわかにはイメージ しがたい。わかることといえば、大きくわけて最初の二つが天皇に関することで、あとの二つが 宗教に関する内容であることくらいである。一口に「不逞教説」といっても、特高警察としては やはり天皇に対する姿勢を一番重視していたのであろう。

幸いなことに、いま本稿が読解している「昭和十八年七月分」の翌月号、すなわち「昭和十八年八月分」には、警視庁における牧口の訊問記録が掲載されており、そこに上記の発言すべてに関するやりとりを見出すことができる。本稿本論(第 $1\sim4$ 章)では、この訊問記録をていねいに読解し、上記4点の真意を解明していく予定である。

さて「昭和十八年七月分」に話を戻すが、これら4つの発言のあとに、⑤「神符や神札、あるいは神棚や仏壇を焼却撤去」の話が登場する。再度引用しておこう。

客年一月頃以降警視庁当局に対し「創価教育学会々員中には多数の現職小学校教員あり且其の教説は 日蓮宗に謂ふ曼荼羅の掛幅を以て至上至尊の礼拝対象となし、他の一切の神仏の礼拝を排撃し、更に謗 法払ひと称して神符神札或は神棚仏壇等を焼燬撤却し、甚しきは信者たる某妻が夫の留守中謗法払ひを 為したる為離婚問題を惹起せり」等屡と投書せる者あり

この「客年(昨年)一月」というのは、1942(昭和17)年1月を指している。そのころから東京の警視庁当局にしばしば「投書」を寄せる者が現われた、と述べている。

その投書には、創価教育学会が神符や神札、神棚や仏壇を焼却撤去しており、そのために離婚 騒動が起きたところさえある、と書いてあったというのである。

この投書が誰によるものかは明らかではない。だが、当時特高が宗教団体に対して「常二周密 ナル視察」(「執務心得」)を心がけていたことを念頭に置くと、問題の投書とは、さきの内定の区 分でいう「間接視察」であった可能性も十分に考えられる。

すなわち、先述の『社会運動に直面して』(警察研究会編)の表現でいえば、「真に警察精神を理解せる警察応援者」「間接に且つ自発的に警察を援くる人物」「警察の耳目となる人物」――つまり、《密告スパイ》による投書だったのかもしれない(25)。

<sup>(26)</sup> 太平洋戦争下の特高警察の宗教対策について、荻野富上夫はこうも述べている。「宗教警察も究極のとこ

ともあれ、「神符や神札、あるいは神棚や仏壇を焼却撤去」というのは、特高警察の目には、国 家神道への単なる批判ではなく、直接行動による異議申し立てと映ったはずである。

以上の①~⑤の情報に基づいて牧口が「皇大神宮に対する尊厳冒瀆並に不敬容疑濃厚」と判断されたため、検挙に踏み切ったのだと『特高月報』は結論づけている。

×

牧口に関する『特高月報』の記述で、もう一つ、注意したい点がある。

福岡県特高課による内偵が1941 (昭和16) 年11月上旬で、投書が警視庁当局に寄せられたのが1942 (昭和17) 年1月以降であるならば、この2つの出来事のあいだには、少なくとも"約2か月"の時間差があるということになる。

要するに特高は、神札焼却の容疑が浮上する少なくとも約2か月前には、①天皇凡夫論、②教育勅語批判、③法罰論、④国家神道批判の4点で、牧口に目をつけていたのである。

この2か月の差は、けっして軽視できない。というのも、この間に、1941年(昭和16)12月8日の「真珠湾攻撃」という重大な事件が起きているからである。

してみると牧口は、太平洋戦争がはじまる直前の、思想統制がそれまで以上に強化される時期から、国家にとって《危険分子》と見なされていたのである。最終的に検挙されたのは1943(昭和18)年7月であるが、その1年8か月前から特高にマークされていたことになる。

開戦を最終的に決定した12月1日の「御前会議」(天皇臨席のもと、国の重要政策を協議する会議)で、総理大臣の東条英機(内相も兼任)は、不穏人物の一斉検挙といった非常措置の準備が完了したと報告した。その最初の項目は、以下の人々の取り締まりと予防検束である。

共産主義者、不逞朝鮮人、一部宗教上ノ要注意人物等ノ反戦反軍其ノ他不穏策動ヲ為ス虞ノアル者(エア)

このときすでに、牧口は福岡県特高課の内偵でブラックリストに上がっていた。東条の指令を受け、特高警察がさらに思想統制を強めるなかで、牧口を捕らえる格好の材料として、⑤神札焼却の嫌疑が新たに加わったものと解してよい。

12月8日の開戦当日、特高警察は午前7時から全国で英米系スパイ容疑者の検挙を開始し、その数は111人にのぼった。翌9日早朝からは敵国人の抑留に当たった(12月中に342人)。同じく9

る『民意の動向』を対象とするために、一般(外勤)警察官の協力を必要とした。日常的な小口調査などの執務上の注意点として、『受持部内住民の宗教生活の実情を明確にし置くこと』、『受持区内に於ける宗教結社其の他の宗教類似行為者の実情を明確にし置くこと』、「「特高警察草案」」などがあげられているが、ここでも国民の精神の領域が監視と統制の対象となっている。また、宗教警察が精神の領域を対象とする困難さから、視察内偵過程において『先ズ信者ニナリ切ル事ガ何ョリ大切』「大阪府特高課「近畿府県特高警察思想係(右翼)座談会要旨」、1942年」という第一線の体験が語られることも興味深い。それは宗教結社や集団の内部に潜入して不穏事実をつかむという行為をも含む」、『特高警察体制史』、382頁)。――こうした捜査方法が全国でおこなわれたとすると、創価教育学会弾圧の場合も、偽装入会をした警察協力者がいた可能性がないとはいえない。

<sup>(27)</sup> 荻野『特高警察休制史』、364頁。

日早朝に、共産主義運動容疑者396人を検挙ないし予防拘束している。

同日、警保局と情報局は、ジャーナリズムに対する取り締まり基準を新たに設ける。「<u>今次戦争</u> <u>二関スル我国ノ真意ヲ曲説シ</u>帝国ノ公明ナル態度ヲ誣妄スルガ如キ事項」や、「<u>和平機運ヲ醸成シ</u> 国民ノ堅忍持人ノ精神ヲ鎖磨セシムルガ如キ事項」などの禁止である<sup>(28)</sup>。もはや、国家政策に 異議をとなえるものはすべて取り締まりの対象となったのである。

こうして国民から言論の自由を完全に剥奪し、日本は日米戦争に突入していった。

### 本稿のプラン

このあたりで、序論に締めくくりをつけねばならない。

これまで『特高月報』昭和十八年七月分の記事「創価教育学会本部関係者の治安維持法違反事件検挙」を読解してきて、明らかになったのは以下の事柄である。

- 一、牧口の罪状は、①天皇凡夫論、②教育勅語批判、③法罰論、④国家神道批判、⑤神札・神棚等の焼却撤去、の5つであった。
- 二、意外なことかもしれないが、牧口の言動のなかで特高が最初に目をつけたのは、⑤の神札・神棚問題ではなかった。また、特高が挙げた牧口の《不逞教説》の筆頭は、①天皇凡夫論と②教育勅語批判という、天皇にまつわる事項であった。この①・②は宗教と直接的には関係のない事項である(もちろん間接的には関係しているが)。

戦時下における牧口の思想と行動を評価するには、これら5つの罪状を一つひとつていねいに 検討しなくてはならない。もちろん、罪状相互の関係性も視野に入れる必要がある。そうしては じめて、戦時下の牧口の姿が立体的に浮かび上がるはずである。

そのさい、罪状の《個別的な内容》の解明と、《相互的な関係》の解明とを、効率的に両立させるためにも、特高警察による罪状列挙の順序に依拠するのが肝要であろう。

というのも、そもそも治安維持法が重んじる「国体」とは、法律的にも宗教的にも天皇を中心とした概念であり、特高も牧口の天皇観に第一の関心があったろうからである。また、社会全体としても天皇が価値序列の頂点に置かれていた時代なので、天皇観に焦点を定めることが、牧口の思想的位置を測定するうえで最も早道と思われる。

それゆえ本稿では、①天皇凡夫論から順に検討していくことにする。

この天皇が国民に与えた道徳的指針として、当時公教育の基礎に置かれたのが「教育勅語」である。②教育勅語批判は、教育学者の牧口にとって、本領にかかわる事柄であっただろう。また牧口は、壮年期までの教育学研究を基礎にして、60歳頃から法華経なかんずく日蓮仏法の探究をはじめたので、②を検討してから③に移るのが理にかなっている。

さらにいうと、③法罰論、④国家神道批判、⑤神札拒否の3つはいずれも宗教に直接関係して

<sup>(28)</sup> 開戦前後の事実については荻野『特高警察休制史』、364-366頁。

いるが、③を基礎にして④の思想がつくられ、それが⑤の行動を生んだという関係にあると考えてよい。牧口の側から見ても、特高の列挙する順序は(あくまで順序に関してのみだが)それなりに妥当性を持っているといえよう。

なお、このように④と⑤とは「理念」と「実践」との関係になっており、思想的にはいずれも 国家神道への直接的批判に収斂することになる。したがって牧口の罪状は、思想としては、太平 洋戦争直前に福岡県特高課が記録した4点に絞られるといってよい。

以上の理由から、本稿では、①~④の罪状について順次検討をおこない (第1~4章)、④国家 神道批判のところで⑤神札・神棚問題についても扱うことにしよう。そのうえで、牧口の思想と 行動に関する総合的な考察をおこなうことにする (第5章)。

\*

かつて思想史家の斎藤正二は、牧口研究に画期をもたらした『若き牧口常三郎』(1981 [昭和56]年)の序章IVで、自身の研究における5つの方法的規準を提示した。

これらの規準は、"若き牧口"に限らず、"戦時下の牧口"に(それどころかそもそも歴史上の 人物に)肉薄しゆくうえでも不可欠のものと思われるので、(本稿筆者がおのれに課す)留意事項 としてここに掲げることにした。その5つの規準とは以下のとおりである。

- (a) "若き牧口常三郎"の人間形成および思想発展のプロウセスを、孤立した個人的な精神運動とは見ずに、複雑で相互に関連する社会的諸側面との関係において、その全体性を読みとること。
- (b) "若き牧口常三郎"の思想そのものは、「概念」や「図式」のかたちで示されたことがなく、社会 現実=教育現状に対する認識および批判をとおして明確化されているから、それら動機のいちいち を見誤らずに握み取ること。
- (c) "若き牧口常三郎"の思想は、あらかじめ固定化した公理を演繹的に適用したものではなくして、 常に流動する現実をもとに産みだされたものであるから、これが展開しつつある時期および位置を 能うかぎり正確に捉らえること。
- (d) 原典記述の物質的客観性を尊重したうえで、できるかぎり該原典記述をひろい文脈・構造のなかで捉らえるよう努力し、特にその共時的な意義関係を鮮明にすること。
- (e) 右の作業を推し進めるさい、研究対象はなまの人間であるという、当たり前だが屡々忘れがちな感じ方を守ること。(29) (傍点原文)

文中の「若き牧口常三郎」という言葉を「戦時下の牧口常三郎」に置き換えるならば、これら 5か条はそのまま本稿研究に適用しうるし、また適用させねばならない。本稿が同規準に則った 叙述をできるかどうかは心もとないが、思想研究を《厳密な学》たらしめるには、迂遠でもこの 手続きを踏むよりほかにない。その成否については読者の批評を乞う次第である。

-

<sup>(29)</sup> 斎藤正二『若き牧口常三郎 上』第三文明社、1981年、113頁。

### 第1章 天皇凡夫論 --- 弾圧理由その1

#### 「訊問調書」

それでは本論に入る。太平洋戦争勃発直前から開戦後二年目にかけての、昭和軍国主義の絶頂 期にあって、牧口常三郎はいったい何を語ろうとしたのか。そして、彼の言動を、なぜ特高警察 は「治安維持法違反」および「不敬罪」と見なしたのか。その核心部分に迫ってみたい。

ここでもやはり『特高月報』が最重要の文献となる。ただし今回取り上げるのは「昭和十八年 八月分」、つまり、序論で見た号の翌月号である。

この号の末尾には、「創価教育学会々長牧口常三郎に対する訊問調書抜粋」(以下、「訊問調書」と略記する)と題する記事が、「研究資料」として25ページにわたって収められており、特高と牧口との一問一答を――抜粋という不完全なかたちでではあるが――読むことができる。

このなかで特高は、前章で見たような牧口の発言(特高の表現によれば「不逞教説」)の一つ一つについて、真意を問いただし、何としても有罪の証拠を得ようとする。また牧口は、いかなる質問にも端然と答え、それのみか、何が道理であるかを相手に悟らせようとも試みる。緊張感にみちた両者の対決と、そこに映し出される《権力》対《良心》の鮮やかなコントラストは、あたかも『ソクラテスの弁明』の法廷場面を彷彿とさせるものがある。

ちなみに、このように長文の調書が『特高月報』に収録されるのは異例のことで、似たような ものとしては、『特高月報』昭和十七年三月分掲載の「本門仏立講尾鷲道場事件被疑者訊問調書」 くらいしかない。この点においても、牧口の「訊問調書」は歴史的に貴重な記録といえる。

以下、本稿では、序論で確認した牧口の主要な(思想的)罪状である、①天皇凡夫論、②教育 勅語批判、③法罰論、①国家神道批判の4点について、該当する発言を「訊問調書」から抜き出 し、牧口自身の説明を確認していく。

そのうえで、一点一点の主張内容を、当時の政府の公式見解と比較し、特高が牧口を危険視した理由を考えたい。そのさい、牧口と政府との対立点を、つねに近代日本思想史の文脈のなかで把握するよう心がけ、牧口が逮捕の危険をおかしてまで一個の思想家として語りたかったことは何なのかを、浮かび上がらせていこうと思う。

なお、上記の4点は相互に密接にからみあっており、本来別個には論じえない性質のものである。そのため、上記の1点を追究する過程で、他の3点に関する議論が混入する場合もあることをお断りしておく。

#### 牧口の発言①――天皇も凡夫である

さて、「訊問調書」によると、特高はまず、「創価教育学会の指導理念及目的」、「会員獲得の手段方法」など、創価教育学会という組織の概略について訊き、つづいて、「法華経を最初に説いたのは誰か」、「法華経は何時頃から日本に説かれる様になったのか」、「然らば其法華経とは如何なる教へなりや」、「法華経と日蓮聖人の関係は」など、教義に関する質問をおこなっている。

これらに対する牧口の回答は、それ自体興味深いものではあるが、目下探究中の四つの罪状と

直接には関係しないため、ここでは深入りしないことにする。

罪状に直接関わる部分は、これらの質問のあと、特高が「法華経の真理から見れば日本国家も 濁悪末法の社会なりや」と訊くあたりからはじまる。

この問いには、国家に対する批判的な発言を牧口から引き出そうという意図がうかがえる。現 に、特高はこれ以降、仏教の教義よりもむしろ牧口自身の思想(そもそもこちらを特高は知りた いのだ)を把握しようと、さまざまな質問を発していくのである。

右の問いに牧口は、現在の日本は明らかに「末法の社会相」であると述べ、さらに日蓮の『立 正安国論』を引用してから、次のように語る。

現在の日支事変や大東亜戦争等にしても其の原因は矢張り謗法国[法華経を誹謗している国]である 処から起きて居ると思ひます。

故に上は 陛下より下国民に至る迄総てが久遠の本仏たる曼荼羅に帰依し、所謂一天四海帰妙法 [全世界が法華経に帰依する]の国家社会が具現すれば、戦争機懂疫病等の天災地変より免れ得るのみならず、日常に於ける各人の生活も極めて安穏な幸福が到来するのでありまして之れが究極の希望であります (30)。

なかほどにある、「上は 陛下より下国民に至る迄総てが久遠の本仏たる曼荼羅に帰依し」という仮定の中身に、特高は敏感に反応して、さらに質問する。

牧口の天皇凡夫論が語られるのはこの問答部分である。

- 問 陛下が御本尊に帰依されて、其御心に従つて国家を御治めになると云ふ事になると陛下の御自由 の御意思が阻害されはせぬか。
- 答 左様な事にはならないと思ひます。私は学会の座談会等の席や又会員其他の人に個々面接の際 度々 陛下の事に関しまして、

天皇陛下も凡夫であつて、皇太子殿下の頃には学習院に通はれ、天皇学を修められて居るのである。

天皇陛下も間違ひも無いではない。明治初年に明治天皇に山岡鉄舟は随分御忠告をして間違を 指摘されたそうである。と話した事がありますが全く其通りであります。

然し 陛下も久遠本仏たる御本尊に御帰依なさる事に依つて、自然に智恵が御開けになつて、 誤りのない御政治が出来る様になると思ひます (31)。

#### 【現代語訳】

【現代語訳

- 問 天皇陛下が御本尊(日蓮の曼荼羅)に帰依されて、その精神で国家を治められるということにな ると、陛下の自由なご意思が妨げられはしないか。
- 答 そういうことにはならないと思います。私は学会の会合の席や、会員その他の人との懇談のさい に、たびたび陛下のことについて、

「天皇陛下も普通の人間であって、皇太子殿下のころには学習院に通われ、天皇にふさわしい 素養を修められているのです。

<sup>(30) 『</sup>特高月報』昭和十八年八月分、151頁。(『牧口常三郎全集 第10巻』、202頁。)

<sup>(31) 『</sup>特高月報』昭和十八年八月分、152頁。(『牧口常三郎全集 第10巻』、202-203頁。)

天皇陛下も間違いもないではありません。明治のはじめごろ、明治天皇に側近の山岡鉄舟はず いぶんご忠告をして、陛下の間違いを指摘されたそうです」

と話したことがありますが、まったくそのとおりであると考えます。

しかし、陛下も御本尊に帰依されることによって、自然に知恵が開かれ、誤りのない政治ができるようになると思います。

ちなみに、『特高月報』昭和十八年十二月分に掲載された「創価教育学会々長牧口常三郎に対する起訴状」を見ると、牧口が開催した座談会は東京内だけでも「昭和十六年五月十五日頃より昭和十八年六月三十日頃迄の間、二百四十余回」におよんでおり、またこれと同じ期間に自宅で「毎週一回面会日」を設けていたと記されているから<sup>(32)</sup>、天皇凡夫論が語られた回数もけっして少なくなかったと推測される。

### 政府の公式見解——天皇は神である

それでは牧口の発言内容を、順を追って読解していこう。まず、最初の、

天皇陛下も凡夫であつて、皇太子殿下の頃には学習院に通はれ、天皇学を修められて居るのである。

という一節を見ていただきたい。「凡夫」という言葉はもともと仏教用語であるが、戦前を代表する国語辞典で、牧口も著作で引用している大槻文彦編纂『言海』によると、「タダビト。凡人。仏道二覚リ入ラヌ人」とある<sup>(33)</sup>。

つまり右の発言は、天皇も学校に通っている以上は普通の人間なのだという、教育者の牧口ら しい見解といえる。今日から見れば何の問題もない見解であるが、当時はこうした考えすらも法 に触れると見なされる社会であった。

少し回り道になるかもしれないが、若い世代の読者のためにも、当時の政府の公式見解を簡単 に確認しておきたい。

もっとも参考になる文献は、文部省が1937 (昭和12) 年3月30日に発行した国民教化用パンフレット『**国体の本義**』である。筆者の手元にある第10刷 (1943 [昭和18] 年5月31日発行) の奥付には累計部数が「一七三万部」と記されているから、年に30万部近くも刷られていたことになる (34)。

角屋文雄『昭和時代』によれば、「『国体の本義』は終戦にいたるまで中等学校教育の聖典になった。小学校(国民学校)、中等学校の教員は『国体の本義』の内容を理解するために研究読書会を設け、中等学校の多くは『修身』の教科書として使用した。高等学校、専門学校、軍関係学校

<sup>(32) 『</sup>特高月報』昭和十八年十二月分、164頁。

<sup>(33)</sup> 大槻文彦編纂『言海』六合館、大正13年版。

<sup>(34)</sup> 初版の奥付には5月31日発行とある。また『近代日本総合年表』(第2版、岩波書店、1984年)でその日の記述を見ると、「5.31 文部省、《国体の本義》を全国の学校・社会教化団体等に20万部配布開始」とある。

の入学試験にも必読書とされた。それだけに、当時の青少年に大きな影響を与えたといえる」(35) とのことである。まさしく昭和10年代の《公式見解》を代表する文献といってよい。

なお、高崎隆治の証言によると、『国体の本義』を配布していたのは小学校・中等学校のなかで も公立学校が中心だったようである。また、とくにその深い影響を受けたのはいわゆる「少国民 世代」(昭和一桁生まれ)であったらしい(36)。

ちなみに、『国体の本義』の発行から三か月あまりたった1937 (昭和12) 年7月7日に盧溝橋事 件が勃発し、日中戦争(当時は「支那事変」「日華事変」等と呼んでいた)がはじまることになる。 以後、太平洋戦争の終盤まで絶え間なく全国の教育機関に配布されつづけたという点を見ても、 このパンフレットが担っていた政治的役割の大きさがうかがえる。

同書第一部は「肇国」と題する節ではじまる。肇国とは「国のひらけはじめ」のことである(37)。

大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ我が万古不易の国 体である。(38)

難解な言葉が羅列されているが、要するに、天皇が「皇祖」(天照大神)の「神勅」(神のお告 げ)にもとづいて永遠に統治するのが、わが国の変わらぬ特徴である、という意味である。

そもそも『国体の本義』の文章は当時の人にも難解だったらしく、刊行後まもなくさまざまな 解説書が出ている。一例として、鎌田重雄『誰にもわかる国体の本義』(1939 [昭和15] 年) を見 ると、巻頭に、「此の本〔『国体の本義』〕は中々難しくて、一般の人々には解りにくい点が多いや うに思はれます」(39)とある。

そして、「私は、この『国体の本義』をやさしい口語文に改め、或場所は本文の意味をとり、或 場所は余分をさし入れ、更に註解(事実や言葉の説明)を施して、誰にもわかるやうにやさしく 書き表し、会社や商店に勤める人、工場に働く人、中学生や女学生、少なくとも小学校を卒業し た人ならば誰にでもわかるやうにした積りであります。それですから、この本は中女学校・青年 学校等の参考書にも用ひることができると思ひます」(40)と自負している。

これは現代のわれわれにとっても有難い労作である。以下、本稿における『国体の本義』の解 説は、鎌田の口語訳に助けられていることを付記しておく。

さて、『国体の本義』に話をもどすが、同書は『古事記』や『日本書紀』を引用して、天照大神 による国づくりを確たる史実として説き、「天照大神は、この大御心・大御業を天壌〔天地〕と共 に窮りなく彌栄えに発展せしめられるために、皇孫〔子孫〕を降臨せしめられ、神勅を下し給う

<sup>(35)</sup> 角家文雄編著『昭和時代 15年戦争の資料集』学陽書房、1973年、125頁。

<sup>(36)</sup> 高崎氏のご教示による。

<sup>(37)</sup> 鎌田重雄『誰にもわかる国体の本義』研究社、1939年、1頁。

<sup>(38) 『</sup>国体の本義』文部省、1937年、9頁。

<sup>(39)</sup> 鎌田『誰にもわかる国体の本義』、「著者の言葉」。

<sup>(40)</sup> 鎌田『誰にもわかる国体の本義』、「著者の言葉」。

て君臣の大義を定め、我が国の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うた」(41) と述べて、天皇が 天照大神の子孫であることを強調する。

そして、「我が国の政治は、上は皇祖皇宗の神霊を祀り、現御神として下万民を率ゐ給ふ天皇の 統べ治らし給ふところ」(42)であると、歴代の天皇が「現御神」(=現人神)にほかならぬことを 結論するのである。「現御神」のことを、鎌田の『誰にもわかる国体の本義』は、「世に明らかに あらはれまします神」と説明している(43)。

### 天皇神格化の背景

こうした教説が学校教育の柱とされ、受験にも課された時代状況を念頭に置くと、牧口の《天 皇凡夫論》は、かりにそれが近代人の常識を述べたものにすぎないとしても、人変な重みを持つ ものといえる。

だが、それだけではない。現人神思想が当時の社会で担った政治的役割にまで視野をおよぼす と、牧口の発言は、単なる常識の表明に収まるものではないことがわかってくる。

上に述べたように、『国体の本義』の中心主題の一つは、天皇が現人神であるというものであった。しかしそもそもなぜ文部省は、この時期にこうしたパンフレットを全国配布する必要があったのだろうか。

その背景には、同書発行の約2年前(1935 [昭和10]年)に起きた「天皇機関説事件」があった。もっとはっきりいうと、この事件以降、現人神思想は、政府の公式見解として大っぴらに喧伝されるようになったのである(44)。

大正から昭和初期までの憲法解釈では、"天皇は国家の機関として主権を行使する"という《天皇機関説》が主流であり、この説によれば、大日本帝国憲法の第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スへカラス」は、第55条「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」によってはじめて保障されるものであった。それは次のような論理である。

天皇はその政治的権限(国土・人民の統治、帝国議会の召集・閉会、法律の裁可、文武官の任免、陸海軍の統帥、宣戦・講和、条約の締結など)を、つねに国務大臣の「輔弼」(補佐)を受けて行使し、輔弼なしには行使しないのであるから、あらゆる国務の責任は天皇ではなく大臣にある(第55条)。それゆえ、かりに国家政策に過失が生じようとも天皇は責任を問われず、神聖不可侵である(第3条)。

一こうした学説を、憲法学者の美濃部達吉たちは唱えていた。

ところがこの学説は軍部にとって、はなはだ都合の悪いものであった。1931 (昭和6) 年の満州事変以降、陸海軍の統帥者である天皇の権限を強め、軍事だけでなく国務全般に影響力を持と うとする軍部としては、天皇が大臣の輔弼なしに権限を行使でき(天皇親政)、しかも政治責任を

<sup>(41) 『</sup>国体の本義』、13頁。

<sup>(42) 『</sup>国体の本義』、15頁。

<sup>(43)</sup> 鎌田『誰にもわかる国体の本義』、7頁。

<sup>(44)</sup> 副田義也『教育勅語の社会史』有心堂、1977年、276頁。

負わないようにしたかったからである。

そこで軍部はどうしたか。歴史家の鈴木正幸は次のように説明する。

このような [天皇機関説という] 政党政治期に定着した考え方を打破するためには、天皇神聖不可侵 という憲法第三条の規定は、第五五条によってはじめて保障されるのだとする連動性をたち切らねばな らなかった。そのためには、天皇は本質的に責任を問われない神聖な存在であるとしなければならなか った。かつて天皇機関説をめぐる論争で美濃部達吉と対立した上杉慎吉は

「天皇は天祖血統の御子孫であって、現人神として国家を統治したまふ。本来惟神至聖にましまし、臣 民と比倫を異にしたまふ」(『帝国憲法逐条講義』一九三五年、一一ページ)

と述べたが、天皇は神(現人神)であるがゆえに、本質的に神聖であり、そもそも責任を問うべき対象でないとすることが、天皇親政の実質化と天皇神聖不可侵を両立させる究極的方法であった。(45)

こうして軍部は、美濃部の論敵であった憲法学者・上杉慎吉の《天皇主権説》を利用することで、機関説排撃を開始したのである。上杉の学説は、上の引用にあるように、"天皇は現人神であるゆえに絶対的な主権者である"というものであった。もっとも、上杉本人は1929(昭和4)年に病没しており、その影響下にあった人々が美濃部攻撃に当たった。

1935 (昭和10) 年1月31日、右翼の原理日本社から『美濃部博士の大権蹂躙』と題するパンフレットが出た。著者は蓑田胸喜。表紙には「人権蹂躙・国政破壊・日本万悪の癌腫禍根」と記され、本文では天皇機関説について、「『天皇は…国務大臣の進言に基かずしては単独に大権を行はせらるゝことは、憲法上示可能である』といふ、美濃部氏の放言は明に大権干犯の不敬凶逆である」(46) と論じられていた。

これに呼応するように2月19日、貴族院議員で陸軍中将の菊池武夫が、議会演説で天皇機関説を「明らかなる叛逆」とし、美濃部を弾劾した。美濃部は2月25日に「一身上の弁明」と題して反論の演説をおこなうが、3日後に、衆議院議員で陸軍少将の江藤源九郎によって「不敬罪」として告発される。

その後、軍部や右翼の攻撃はかえって勢いを増し、対応を迫られた政府は、4月に美濃部の著書『憲法撮要』『逐条憲法精義』『日本憲法ノ基本主義』を発禁にする。さらに8月と10月に、天皇主権説こそが正統であるという政府声明を出し(「国体明徴に関する政府声明」)、天皇機関説の講義をいっさい禁じたのである。美濃部は貴族院議員辞職に追いやられた。翌年2月には暴漢に狙撃され負傷している。

<sup>(45)</sup> 鈴木正幸「軍部の台頭と天皇神聖化」、『近代の天皇』鈴木正幸編、吉川弘文館、1993年、200頁。一部改 行した。

<sup>(46)</sup> 蓑田胸喜『美濃部博士の大権蹂躙』原理日本社、1935年、12頁。右翼の代表的思想家である蓑田が表紙に「人権蹂躙」と記している事実は興味深い。「人権」とは誰の権利を指すのか。そもそも同書は政府が国民に権利を認めすぎることを批判している。「いま裁判所、検事局――司法権の人権蹂躙といふことが問題となってゐるけれどもそれは元来『司法権の政党化』によって個人の『人権』が蹂躙される以前に『国憲』『国法』そのものが歪曲蹂躙せられた結果に外ならぬことを政党人はいまこそ思ひ知るべきである」(21-22頁)。それゆえこういう趣旨になろう――天皇という「現御神」に全権を委ねることが国民生活の保証になるのであり、逆に「大権蹂躙」は「人権蹂躙」の源である、と。

さきに見た『国体の本義』は、この政府声明を受けて文部省が編纂したものである。当然、軍部の意向を反映しないわけにはいかなかった。昭和10年代に現人神思想が公式見解となった背景には、このような軍国主義の横暴があったのである。

ok

余談だが、本稿執筆中に筆者は、天皇機関説事件で発禁になった美濃部『憲法撮要』(改訂第五版、1933 [昭和8]年)を古書店で入手した。その奥付には、元所有者のものと思われる「昭和八年十一月十八日購入」というメモと、署名(名前は伏せる)、および以下の書き込みがある。

「1933. 12. 14. 初読了。

1934. 12. 14. ..... 2.

1936. 2. 1. ..... 3.

1937. 3. 5. .....4.]

元所有者について調べたが、とくに名のある人ではないらしい。だが、この書き込みには何か 大事なドラマが隠されているように思えてならない。

元所有者がこの本を購入し初読了したとき、すでに日本は「五・一五事件」で政党内閣時代が終了していた。天皇機関説事件が起きたのは、2度目の読了から2か月後のことである。この本が発禁になってからも元所有者はさらに2回読了している。3度目の読了から3週間後には、美濃部狙撃事件と「二・二六事件」が起きている。4度目の読了から3週間後には、機関説を排撃した『国体の本義』が発行されている。

単なる読書記録とあなどってはならない。1935 (昭和10) 年以降『憲法撮要』は発禁になっているのだから、少なくとも後半2回の動機は司法試験などのためではない。もとより、国家から不敬の烙印を押された本にわざわざ読了日を記す必要もない。元所有者はおそらく何か思うところがあってこの書き込みをしたのであろう。胸を衝くものがある。

#### 軍部と現人神信仰

牧口の生きた時代の雰囲気をつかむため、現人神思想の周辺をもう少し見ておきたい。

じつは、軍部が天皇機関説を攻撃した理由は、先述の政治的動機(天皇の政治的権限を拡大しようという動機)だけではなかったようである。そのころ昭和天皇と本庄侍従武官長とのあいだで交わされた興味深い会話を、前掲鈴木論文は紹介している。

天皇機関説事件が起こった時、本庄侍従武官長は天皇に

「軍に於ては、天皇は、現人神と信仰しあり。之を機関説により人間並に扱ふ如きは、軍隊教育及統帥上至難なり」(『本庄日記』二〇四ページ)

と述べたが、これは本庄の主観はどうであれ、天皇を現人神として絶対化し、絶対的無問責化する〔絶対に責任を問われない存在にする〕ことによって、それに直属する軍の絶対化と国政制覇を可能にするための論理であった。

こうした現人神化に対し、昭和天皇は

「自分の位は勿論別なりとするも、肉体的には武官長等と何ら変る所なき筈なり。従て機関説を排撃 せんが為め、自分をして動きの取れぬものにする事は、精神的にも身体的にも迷惑の次第なり」(『本 庄日記』二〇三ページ)

と苦言を呈した。しかし、天皇の神格化(現人神化)は、昭和天皇の主観をこえて進行していった。二・二六事件を経て、軍部による国政制覇が決定的となった時、天皇の神格化は軍内部だけでなく全国民に 浸透させられることとなった。<sup>(47)</sup>

この記述によれば、「現人神」信仰はずっと軍部に存在していたものであり、その軍部にとって 天皇機関説は、天皇を「人間並に扱ふ」ゆえに軍隊における「教育」や「統帥」を難しくするも のだったのである。いいかえれば、軍における上官への服従を絶対化するには、軍の最高統帥者 である天皇を絶対化する必要があったということである。

こういう次第であったから、現人神思想が政府の公式見解となった時点で、日本の軍国主義化 は避けられない運命といってもよかった。

ちなみに、軍部は天皇機関説事件の5年前から美濃部をうとましく思っていたらしい。美濃部の息子である美濃部亮吉の回想を引いておく。

昭和五年にロンドンで開かれた海軍の軍縮会議では、若槻 [礼次郎] 氏が全権となって英米と大いに渡り合った。海軍は巡洋艦を英米の七割にとどめるために頑張りつづけた。ついに、六割に譲歩しなければならなくなってからも、海軍はどうしても承服しなかった。海軍は、軍令部の承認しない軍事関係の条約は無効だと主張した。浜口内閣は、父 [美濃部達吉] に意見を求めた。父は、憲法理論に基いて、海軍の軍縮に関する問題は政治問題であり、軍令部の口を入れるべき事柄ではないと断言した。浜口内閣は、父のこういう主張を背景として、海軍を屈服させた。しかし、海軍は大いに父を恨んだようである。(48)

軍縮会議にさいして、議会が軍部の抵抗を退けるための理論的根拠となったのが、美濃部の天皇機関説であった。それゆえ、軍部がふたたび威光勢力を手にするには、なんとしても美濃部と機関説を排撃しなければならなかったのである。

天皇機関説から現人神思想への移行は、すなわち、軍縮政策から軍拡政策への転換の象徴であった。この変化は、やがて始まる日中戦争・太平洋戦争への助走でもあった。

### 戦争と現人神思想

こうしてみると、天皇機関説事件から約6年たった太平洋戦争勃発直前の時期に、牧口が「天皇も凡夫」と発言したことは、いやまして軍国主義化していた当時の政府(1941 [昭和16]年10月に総理に就任した東条英機は、現役の陸軍大臣だった)にしてみれば、まさに"冷や水"を浴びせるような行為であったにちがいない。

牧口自身にもそうした政府批判の意図があったことについては、のちほど詳述しよう。その前 に、天皇凡夫論の衝撃性をさらに客観的に把握するため、戦時下における現人神思想の影響力に ついても見ておきたい。

(48) 美濃部亮吉『苫悩するデモクラシー』角川書店、1973年、74頁。

<sup>(47)</sup> 鈴木正幸「軍部の台頭と天皇神聖化」、200-201頁。

こんどは、『国体の本義』と並び、当時の国民教化に大きな役割を果たした文部省のパンフレット『**臣民の道**』から引用しよう。

これは日中戦争が四年目に突入した1941 (昭和16) 年7月21日に発行されたもので、筆者が持っているのはその翌月に出た注釈つきの版である (49)。ちなみに『臣民の道』の発行部数は、2年半後の1943 (昭和18) 年11月で95万に達している (50)。

第三章第一節「皇国臣民としての修練」には次のようなくだりが見える。

歴代の天皇は皇祖の神裔であらせられ、皇祖と天皇とは御親子の関係にあらせられる。而して天皇と 臣民との関係は、義は君臣にして情は父子である。神と君、君と臣とはまさに一体であり、そこに敬神 崇祖、忠孝一本の道の根基がある。かかる国体にして、よく永遠に生成発展して天地と並び存するので ある。[…]

されば、国民各とが肇国の精神を体得し、天皇への絶対随順のまことを致すことが臣民の道であり、 その実践によつて自我功利の思想は消滅し国家奉仕が第一義となつて来る。<sup>(5,1)</sup>

簡単にいうと、天皇が「神裔」(神の子孫)であり、国民にとって「父」のような存在であるという点に、日本の永遠なる発展の源がある。このことをよく理解して天皇に「絶対随順」することが国民のあるべき姿であり、正真正銘の「国家奉仕」になるのだ、という意味である。

このように、天皇の神格化こそは、日中戦争の泥沼化に苦しむ政府にとって、日本の全国民を 国家に奉仕協力させるうえで重要な手段だったのである。

こうしたイデオロギーは、中等教育のみならず、初等教育を通じても鼓吹された。『臣民の道』 とほぼ同時期に文部省が編纂し、太平洋戦争の開戦直後に発行された修身教科書である『初等科 修身 一』(1942 [昭和17] 年2月)を開いてみよう。現在の小学校3年生に当たる子どもたちが 学習した本である。「三 日本の子ども」という節には次のようにある。

世界に、国はたくさんありますが、<u>神様の御ちすぢをおうけになった天皇陛下</u>が、おをさめになり、かぎりなくさかえて行く国は、日本のほかにはありません。いま日本は、遠い昔、<u>神様が国をおはじめ</u>になった時の大きなみ心にしたがって、世界の人々を正しくみちびかうとしてゐます。

私たちのおとうさん、にいさん、おぢさんなどが、みんな勇ましくたたかってゐられます。<u>戦場に出</u>ない人も、みんな力をあはせ、心を一つにして、国をまもらなければならない時です。

正しいことのおこなはれるやうにするのが、日本人のつとめであります。私たちは、<u>神様のみをしへ</u>にしたがって、世界の人人がしあはせになるやうに、しなければなりません。<sup>(2)</sup>

表現こそ『国体の本義』や『臣民の道』に比べて平易であるが、内容はそれらのパンフレットよりもはるかに直接的である。こうして子どもたちは、天皇という《神》にしたがうことが至上

<sup>(49)</sup> 久松潛一・志田延義解題、高須芳次郎註解『文部省編纂 臣民の道』朝日新聞社、1941年。

<sup>(50)</sup> 久保義三『昭和教育史 上』三一書房、1994年、404頁。

<sup>(51) 『</sup>文部省編纂 臣民の道』、73-74頁。

<sup>(52) 『</sup>初等科修身 一』文部省、1942年、9-11頁。(『復刻 国定教科書(国民学校期)』ほるぶ出版、1982年。以下、『初等修身科』からの引用は、すべてこの復刻版による。)

の道徳であり、将来《戦場》ないし《銃後》で、日本の《聖戦》に身をささげることの大切さを 教わっていったのである。

### 牧口の発言② — 天皇も間違うことがある

牧口が天皇凡夫論を表明したのは、まさに、こうした天皇神格化が徹底して遂行された時代であった。それだけに、右に述べたような軍国主義イデオロギーを一挙に相対化する衝撃性を持っていたといってよい。だからこそ、『特高月報』も牧口の《不逞教説》の筆頭にこれを挙げたのであろう。

そして、この推測を裏づけるものこそ、「訊問調書」で天皇凡夫論が語られるくだりの後半部分にほかならない。すなわち、次の一節である。

天皇陛下も間違ひも無いではない。明治初年に明治天皇に山岡鉄舟は随分御忠告をして間違を指摘されたそうである。[…]

然し 陛下も久遠本仏たる御本尊に御帰依なさる事に依つて、自然に智恵が御開けになつて、誤りのない御政治が出来る様になると思ひます。

以下、この一節の意味するところを検討していきたい。

この発言は、天皇凡夫論の根拠として、皇太子時代の就学という例につづいて述べたものである。天皇も間違いを犯しうるのであり、じっさい明治天皇のときも侍従(側近)の山岡鉄舟がずいぶん忠告をして間違いを指摘したそうではないか、と牧口はいう。これもやはり、教育を必要とする以上は天皇も普通の人間なのだという、牧口らしい見解である。

ちなみに、山岡鉄舟(幕末・明治の政治家。剣客としても有名)が侍従を務めたのは1872 (明治5)年から約10年間、すなわち明治天皇が20歳から30歳までの時期であるから、ここで牧口が鉄舟のエピソードを引いたのは、天皇が凡夫であるのは就学時代に限らず、成人後もそうなのである、という趣旨であろう。

事実、ここで牧口が述べている「間違ひ」とは、子どもの過ちや若気の至りといったような軽い話ではない。天皇も仏法に帰依することによって、誤りのない政治ができるようになる、というくだりから明らかなように、牧口は天皇の政治的判断における間違いについて語っているのである。

本章のはじめのほうで述べたが、この天皇凡夫論はもともと、特高警察の「法華経の真理から 見れば日本国家も濁悪末法の社会なりや」という質問に対して、「現在の日支事変や大東亜戦争等 にしても其の原因は矢張り謗法国である処から起きて居る」ことを主張する文脈で語られたもの であった。

つまり、牧口は、天皇の名のもとで行われている「日支事変」(日中戦争)や「大東亜戦争」(太平洋戦争)が、政治的判断として誤っていると述べているのである。

したがって、「天皇陛下も間違ひも無いではない」という一節は、日本の戦争政策を批判した発 言として重要なものといえるが、牧口の戦争観についての検討はあとに回し(本稿第3章を参照 のこと)、本章ではあくまで彼の天皇観について考えよう。

さしあたり問題は、"天皇も間違いを犯しうるのだ"という思想が、当時特高の目にどのように 映ったかという一点に絞られる。

### 美濃部達吉の《天皇=人間》説

この問題を考えるため、今回も政府の公式見解を参照したいと思うが、なにしろ『国体の本義』 といい、『臣民の道』といい、文部省の発行物はいずれも"天皇には間違いなどありえない"こと を前提に書かれているので、それらのなかに牧口の発言と直接に比較できる文言を見出すのはか えって難しい。

むしろ、それらのパンフレットを文部省が編纂した政治的な背景である《天皇機関説事件》、お よび、この事件の理論的な淵源である**美濃部達吉と上杉慎吉との憲法論争**のなかにこそ、考察の ヒントがある。

先述したように、天皇機関説事件の本質は、つまるところ、美濃部の《天皇=人間》説を、上 杉の《天皇=現人神》説によって断罪する点にあったことを想起したい。

天皇機関説事件で発禁になった美濃部の代表作『憲法撮要』(改訂第五版、1933 [昭和8] 年)を開き、当時狙い撃ちにされた「第三章 天皇」、なかでも「国務大臣ノ輔弼」(大臣の補佐)を論じた部分を見ると、次のような一節がある。

国務大臣ハ君命ト雖モ必ズシモ従ハズ、君命ニシテ若シ国法若クハ国際法ニ違反シ又ハ国家ニ不利益 <u>ナリト信ズルトキハ国務大臣ハ之ヲ諫止スル義務アリ</u>、一方ニ於テハ若シ国法若クハ国際法ニ依リ又ハ 国家ノ利益ノ為ニ為スコトヲ要スト信ズルモノ有ラバ上奏シテ裁可ヲ仰グベキ義務アリ。<sup>(53)</sup>

大臣は天皇の命令といえども必ずしもしたがう必要はない、いな、その命令が国法や国際法に 違反していたり、国家に不利益であると思われたりした場合には天皇を諌める義務さえある、と 美濃部はいう。

また、同書の原型となった著作であり、そもそも上杉による天皇機関説攻撃に火をつけることになった『憲法講話』(1912 [明治45] 年、縮刷版は1918 [大正7] 年)には、もっと直接的な記述が見られる。

畏れ多いことではありますが、道理の上から申せば、君主と雖も必ずしも過ちが無いとは申されない 訳であります。大臣責任の理由とする所は極めて単純でありまして、唯国務大臣は君主を輔弼するもの であるから、其の輔弼したことに付いて責に任ずるのであります。[…] 天皇の大命と雖も、若しそれが 憲法文は法律に違反し、文は国家に対して不利益であると思ふ場合には、是非之を諫争しなければなら ぬ、文国家の利益の為に是非為さればならぬと思ふことであるならば是非上奏して御裁可を仰がわなけ ればならぬのである。<sup>(64)</sup>(傍点原文)

<sup>(53)</sup> 美濃部達吉『憲法撮要』改訂第五版、有斐閣、1933年、286頁。

<sup>(54)</sup> 美濃部達吉『憲法講話』有斐閣、初版:1912年、135-137頁(縮刷版:1918年、130-131頁)。

このくだりこそ、美濃部の《天皇=人間》説を象徴するものといってよい。大臣の輔弼が必要である理由を、美濃部は「**君主と雖も必ずしも過ちが無いとは申されない**」からだと述べる。天皇も過ちを犯しうるというのが機関説の前提なのである。

興味深いことにこの一節は、内容・表現ともに牧口の「天皇陛下も間違ひも無いではない」という発言と重なり合う。このことから推し量るに、天皇機関説が完全に葬り去られた太平洋戦争期で、なおも牧口が天皇凡夫論を説いたことの意味は非常に重い。それは、わがもの顔に振る舞う軍部勢力に対し、真っ向から挑戦状をたたきつけることに等しい。

### 上杉慎吉の《天皇=現人神》説

牧口の天皇凡夫論が美濃部の『憲法講話』の記述と類似していることは、単なる偶然ではないであろう。というのも、牧口の著作を年代順に追うとわかるように、彼は若き日から立憲主義者を自認しており、しかも随所で(美濃部から学習したと思われる)天皇機関説の立場から憲法に論及しているからである。

とくに40代の二つの著作『教授の統合中心としての郷土科研究』と『地理教授の方法及内容の研究』には、機関説の影響が色濃い。このことに関してはいずれ触れる予定である。

牧口の思想的位置を正しく測定するためにも、天皇機関説をめぐる論争についてもう少し見て おこう。

論争のもう一方の主役である上杉慎吉は、美濃部『憲法講話』の発刊から五か月後に雑誌で同書を批判し、最初の機関説論争を引き起こした(1912 [大正元] 年12月)。このときはひとまず美濃部側に軍配が上がったが、上杉はその後も倦むことなく自説を説きつづけ、その理論が昭和10年代の天皇機関説事件を準備することとなる。

上杉の代表作『新稿 憲法述義』(初版は1914 [大正3] 年、「新稿」と改題したのは1924 [大正13] 年)には次のようにある。

大日本帝国ハ純粋ナル君主国ナリ、天皇ハ完全ニシテ欠クルナキノ統治権者ナリ、我カ国体法上天皇ノ意志ハ唯一ナル統治権ニシテ、国家ニ於ケル凡テノ意志ハ之ニ服従ス、[…] 天皇ノ意志ハ最高ニシテ独立ナリ、<u>超絶的ニ無条件ニ臣民ハ之ニ服従ス</u>、天皇ノ統治権ハ無制限ニシテ及ハサルノ範囲アルコトナシ。<sup>(55)</sup>

要するに、天皇は完全無欠の統治権者であり、臣民は無条件に服従すべきだ、というのである。 しかも、天皇の統治権は無制限だと述べている。

また、天皇機関説事件のさなかに刊行された上杉の遺著『帝国憲法逐条講義』(1935 [昭和10] 年5月)では、天皇の神聖不可侵をこう説明している。

天皇は国家に於て最高の地位に居らるるが故に、其の責任を問ひ、制裁を課することを得る意志は他

-

<sup>(55)</sup> 上杉慎吉『新稿 憲法述義』有斐閣、1924、86-87頁。

に存在せぬのである、若しこれあらば、其の意志が主権であらう、しかし、天皇に違法が無いと云ふのではない、違法と責任とは区別せねばならぬ、例へば若し天皇が一年間一度も議会を召集せられざるならば、憲法第四十一条の違反である、但し、其の責任を問ひ、制裁を課することは全然有り得ぬのである、刑罰のみならず、その他一切の制裁と云ふものが有り得ぬ。<sup>(66)</sup>

憲法では天皇が議会の召集を命じることになっているが、天皇は国家の最高の地位にあり、天皇をこえる意志は存在しないのだから、かりに一年間議会の召集がなくとも天皇を法的に責めることはできない、と上杉はいう。

ここまでくると、天皇の命令であれば議会を無視して何をしてもよい、という専制政治的な論理に道を開くことになりかねない。現に、そうした天皇親政によって覇権を狙おうとする者たちが美濃部批判に乗じたのであった。

### 立憲政治を擁護した牧口

牧口常三郎はおそらく、天皇機関説事件を皮切りに日本の立憲政治が加速度的に崩壊していく さまを見て、事件の当事者である美濃部に劣らぬくらい深く胸を痛めていたことであろう。牧口 自身、大正期から一貫して、きわめて美濃部的な(すなわち上杉とは真っ向から対立する)立憲 思想を展開していたからである。

いくつか例を紹介しよう。まず、牧口が45歳で出した『地理教授の方法及内容の研究』(目黒書店、1916[大正5]年)の一節である。

専制国に於ては民を全く奴隷視し、人格を殆んど認めず、只々従順に其の命令に服従せしむれば足ると云ふ状態である。之に反して立憲国に於ては民に相当の人格を認め、之れを国家の相談相手と為し、 其の輿論に従つて間違の無い政事を為さんとするのである。平民政治或は輿論政治と云ふ所以である。 [67]

立憲的政体と云ふのは国民の総てが国家の主人側と思ひ、其国の休戚を自覚し、それに依つて政治に参加すると云ふのに外ならぬ[…]。(58)

ここにも「**間違の無い政事」**という表現が見えることに注意したい。その意味は、「民に相当の 人格を認め、之れを国家の相談相手と為し」、「国民の総てが国家の主人側と思」う政治というこ とである。

この立憲思想は、牧口が59歳で発表した『創価教育学体系 第1巻』(1932 [昭和5] 年)の次のような国家論に結晶化する。

即ち国民あつての国家であり、個人あつての社会である。個人の伸長発展は軅て国家社会の繁栄であ

<sup>(56)</sup> 上杉慎吉『帝国憲法逐条講義』日本評論社、1935年、13頁。

<sup>(57) 『</sup>牧口常三郎全集 第4巻』第三文明社、1981年、16頁。

<sup>(58) 『</sup>牧口常三郎全集 第4巻』、31頁。

り、充実であり、拡張であり、これに反して個人の縮小は即ち国家の衰微であり、勢力の減退である。 国家社会は原素の結合に依つて栄え、分離によつて衰へ、解散によつて消滅するものである。<sup>(59)</sup>

また、翌年発刊の『創価教育学体系 第2巻』(1931 [昭和6]年)では、立憲政治の意義を次のように説く。

どこの国でも専制政治の時代にあつては法に依るよりは人に依つて治められたものである。[…] 然るに一般人民の知識の次第に開けたによつて、人よりも法が重く見做される様になり、憲法が制定された以上は君主と雖どもこれを尊重し、故なくこれに違背することなしと契はれたのが即ち今日の憲法政治の本旨で、又法則の認識、人生規範の定立を以て任とする科学の本旨と一致する所である。<sup>(60)</sup>

同様の見解は、翌1932(昭和7)年発刊の『創価教育学体系 第3巻』にも全編を通じて表明されている。代表的な一文を引いておく。

涅槃経に曰く、『慈無くして詐り親むは是れ彼が怨なり。彼れが為に悪を除くは是れ彼が親なり』[慈悲なく偽って交わるのは相手の害になる。相手のために悪を除くのが真の交際である]と。[…]司法官や警察官は既に国家の命令によつて其を本職として実行してゐる。奴隷扱いに甘んじた専制治下の国民が、立憲政体になった為に参政権を得て、国家から相談相手の大人扱を受けるに至った以上は、それ等と同様の精神になって自治の実を挙げねばならぬのが当然の義務であらう。<sup>(61)</sup>

牧口がこれらの文章が書いた時期、日本では満州事変(1931 [昭和6] 年9月18日)や、五・ 一五事件(1932 [昭和7] 年5月15日)を経て、政党内閣時代が終わりをつげ、天皇機関説事件 の土壌が作られていったのだった。

ちなみに、五・一五事件で暗殺された首相の犬養毅が、1930(昭和5)年発刊の牧口の『創価教育学体系 第1巻』に題字を寄せた人物でもあったことも、牧口の思想的立場を象徴するものといえよう。

### 逮捕フか月前の発言

これまでのところ、牧口の「天皇陛下も凡夫であつて […] 間違ひも無いではない」という発言の意味を考察してきたが、その結果、この発言が、天皇機関説事件以降完全に命脈を絶たれたリベラルな立憲思想を含意していることが見えてきた。

かりに牧口がこの発言しかしていなかったとしても、特高が彼を「国体ヲ否定」(新治安維持法 第七条) する危険思想の持ち主と見なすには十分であったろう。

ところで、牧口がそうしたリベラリズムとは矛盾するような発言をしている記録が存在する。 それは、創価教育学会発行のパンフレット『大善生活実証録 第五回総会報告』(1942 [昭和17]

-

<sup>(69) 『</sup>牧口常三郎全集 第5巻』、114頁。

<sup>(60) 『</sup>牧口常三郎全集 第5巻』、361-362頁。

<sup>(61) 『</sup>牧口常三郎全集 第6巻』 第三文明社、1983年、70頁。

年12月) に掲載された「会員座談会」での発言である。じつはこのなかで一度だけ、牧口は天皇を「現人神」と表現している。

逮捕7か月前のことであり、すでに創価教育学会の神道観をめぐって警察の取調べを受ける会員も出はじめていた。牧口の発言は、会員たちに警察への対処法を助言したものであり、その意味では、村尾行一のいうように方便的なものとも解しうる (62)。

たしかに、「訊問調書」も含め、公的な講演や論文では、牧口は現人神を認めるような発言を一度もしていない。それゆえ「会員座談会」での発言は、警察への対応を迫られるなかで、会員を守るために余儀なくされた一時的な妥協かもしれない。

しかし、そうであったとしても、牧口の発言を注意深く読むと、彼が現人神という言葉を、政府とはまったく異なる意味で用いていることがわかる。しかもその独自の解釈が、彼が人正期以降一貫して唱えてきたリベラリズムと矛盾するどころか、むしろそのうえに立脚したものであることも見えてくる。

以下、同座談会の発言から問題の箇所を引用したうえで、そのことを指摘しておきたい(長文のため適宜改行をほどこし、表記も現代風にあらためた)。

われわれは日本国民として無条件で敬神崇祖 [天照大神をうやまい、歴代天皇をあがめること] をしている。しかし解釈が異なるのである。[…]

万世一系 [永久に血筋の絶えないこと] の御皇室は一元的であって今上陛下 [現在の天皇、ここでは昭和天皇のこと] こそ<u>現人神</u>であらせられる。すなわち天照大神をはじめ奉り、御代々の御稜威 [ご威光] は現人神であらせられる今上陛下に凝集されているのである。

さればわれわれは神聖にして犯すべからずとある「天皇」を最上と思念し奉るものであつて、昭和の 時代には天皇に帰一奉る[帰着する]のが国民の至誠だと信ずる。

「義は君臣、情は父子」[雄略天皇の言葉。君主と臣下ではあるがそこには父子の情がある、という意味]と仰せられているように、われわれ国民はつねに天皇の御稜威[ご威光]のなかにあるのである。

おそれ多いことであるが、十善の徳をお積みあそばされて、天皇の御位におつきあそばされると、陛下も憲法にしたがいあそばすのである。すなわち人法一致によって<u>現人神</u>とならせられるのであって、 われわれ国民は国法にしたがって天皇に帰一奉る[帰着する]のが、純忠だと信ずる。<sup>(63)</sup>

#### 立憲主義的天皇論

冒頭で、牧口は、政府とは「解釈が異なるのである」と明言している。そしてじっさい、牧口が使用する「現人神」という言葉は、『国体の本義』や『臣民の道』における定義からは大きく隔たっている。違いは主に3点に絞ることができる。

### (1) 天照大神と天皇との関係

まず、「万世一系の御皇室は一元的であって今上陛下こそ現人神であらせられる。すなわち天照 大神をはじめ奉り、御代々の御稜威は現人神であらせられる今上陛下に凝集されているのである」

<sup>(62)</sup> 村尾行一『軍国主義と戦った牧口常三郎』第三文明社、2002年、168-172頁。

<sup>(63) 『</sup>大善生活実証録 第五回総会報告』創価教育学会、1942年、47-48頁。

という箇所である。

ここでは、「現人神」という言葉が、「今上陛下」(現在の天皇)を天照大神よりも上位に置くためのレトリックとして使われている。すなわち、天照大神はもとより歴代天皇の威光は、今上天皇に凝集しているのだから、今上天皇をうやまいさえすれば天照大神に祈願しなくともよい、というのである。

これは、天皇が天照大神の子孫だからうやまうべきだという政府見解とは、逆の立場である。

### (2) 天皇をうやまう根拠

したがって、国民が天皇をうやまう根拠は、天照大神の権威とは別のところに求められねばならない。そのため牧口は、「十善の徳をお積みあそばされて、天皇の御位におつきあそばされると、 陛下も憲法にしたがいあそばすのである。すなわち人法一致によって現人神とならせられる」と 述べている。

ここでは、天皇をうやまう根拠が「人法一致」という言葉で表現されている。すなわち、天皇は「十善の徳」を積んで皇位につき、「憲法」にしたがうようになった有徳者であるというのである(裏をいえば、十善の徳を積まず、憲法にもしたがわない天皇はうやまうに値しない、という意味になる)。

そもそも、明治天皇の命によってつくられた大日本帝国憲法は、

天皇ハ<u>公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為</u>緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律 ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス (第8条)

天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ<u>公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ</u>必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス(第9条)

とあるように、天皇の役目を《国民への奉仕》としている。牧口が「陛下も憲法にしたがいあそばす」と述べるのは、天皇が《国民への奉仕》を役目とするということであり、そうした崇高な存在になることが「人法一致によって現人神とならせられる」の意味である。

そして、そのような天皇によって国民が幸福な生活を享受することを、牧口は、「『義は君臣、 情は父子』と仰せられているように、われわれ国民はつねに天皇の御稜威のなかにあるのである」 と述べているのである。

同様の見解を、牧口はすでに40代の著作『教授の統合中心としての郷土科研究』(1912 [大正元] 年11月) のなかで、天皇機関説に依りつつこう述べている。

大権の発動する其の主体たる 天皇陛下は此等の文部百官なる機関を透して活動する、其の理由は<u>決して天皇御自身の為めにするのにあらずして</u>全く国家全体の御頭首となり御主人公となりて、<u>下万民の</u> 為めに御尽し遊ばされて居るのである。<sup>(61)</sup>

\_

<sup>(64) 『</sup>牧口常三郎全集 第3巻』 第三文明社、1981年、325-326頁)

参考までに、この著作が世に出る9か月前に刊行された美濃部の『憲法講話』(1912 [明治45] 年3月)から、「天皇の国法上の地位」に関する記述を引いておこう。とくに下線部に注意していただければ、牧口がいかに美濃部学説に負っているかが見てとれよう。

日本の古来の国家思想に於て殊に近代の国家思想に於て、統治権が全国家の共同目的の為に存するもので、租税を課するのも、軍備を起すのも、外国と戦争をするのも、領土を拡張するのも、常に全国家の利益を計り国利民福を達するが為にするものであつて、単に君主御一身の利益の為にするものでないことは、更に争いを容れない所であります。<sup>(65)</sup>

さらにこの文章を、上杉の天皇主権説と比較すると牧口の思想的位置がいっそう明確になるはずである。美濃部『憲法講話』の3か月前に刊行された上杉の『帝国憲法講義』(1911 [明治44] 年12月) は、天皇機関説を批判して次のように述べている。

天皇は国家の機関であると云ふことを申す者があるのであります、自ら称して之れを学理的であると云って居りますが、機関と申せば他人の使用人である、他人の手足であります、然らば天皇を以て統治権の総攬者であると云ふ事は出来ぬ、[…] 我が国に於ては決して之れ [機関説] を用ゐる事が出来ない事は、前から繰返して述べて居るが如くであります […]。(66)

機関説は天皇を「他人の使用人」や「他人の手足」のように見ているのでけしからん、と上杉はいう。彼がもし牧口の「天皇陛下は[…]下万民の為めに御尽し遊ばされて居る」(『教授の統合中心としての郷土科研究』)、「立憲的政体と云ふのは国民の総てが国家の主人側と思ひ」(『地理教授の方法及内容の研究』)といった記述を読んだなら何といっただろうか。

### (3) 天皇をうやまう方法

こうして、国民が天皇をうやまう方法、すなわち《忠誠》の示し方も、政府見解とは異ならざるをえなくなる。牧口は、「われわれ国民は国法に従って天皇に帰一奉るのが、純忠だと信ずる」と述べている。

すなわち、天照大神に祈るのではなく、国法にしたがって天皇を中心とすることが「純忠」な のである(「帰一」は当時の国語辞典では「一つに帰着する」の意味 <sup>(67)</sup>。ここでは、天照大神に ではなく天皇に帰着すること、つまり天皇を中心にすることを指している)。

天皇が憲法にしたがうかぎりは国民も国法にしたがうということである。牧口は、立憲君主である天皇と、それを模範に生活する国民との関係を、上のように表現したものと見てよい。この忠誠論は、戦時中に鼓吹された《滅私奉公》思想とはまったく異なる。このことについては次章でくわしく論じよう。

<sup>(65)</sup> 美濃部『憲法講話』、67-68頁。

<sup>(66)</sup> 上杉慎吉『帝国憲法講義』有斐閣、1911年、153頁。

<sup>(67)</sup> 金沢庄三郎編纂『広辞林』(昭和14年版)、三省堂。

\*

――こうしてみると、牧口が天照大神中心の天皇神格化を斥けつつ、近代立憲思想の枠組みを 用いて、「現人神」の概念を変えようと試みていたことがわかる。

いうなれば牧口は、天皇を《神の子孫》としてではなく、《神のような有徳者》(ただしときに 過ちも犯す人間)として捉えようとした。それは、天皇の神格化が完了し、思想統制が最高度に 達した時期に、牧口が苦悩しつつ試みた精一杯の抵抗であったといえよう。「会員座談会」での難 解な言い回しは、その苦悩の深さを示すものではなかろうか。

そう考えると、牧口が「天皇も凡夫」であると述べ、その凡夫を仏法信仰によって高次の人格 へ導こうとしたことの意味が明瞭に見えてくる。

牧口が特高に語った「天皇陛下も間違ひも無いではない」、「然し 陛下も久遠本仏たる御本尊 に御帰依なさる事に依つて、自然に智恵が御開けになつて、誤りのない御政治が出来る様になる と思ひます」という発言は、上述のような苦悩や思索を念頭に置くことで、はじめてその時代的 な重みが理解されるのである。

### 第2章 教育勅語批判――弾圧理由その2

### 国民学校の儀式

次に、特高が挙げた二つ目の罪状である「教育勅語批判」について考えていきたい。

若い読者のなかには、《教育勅語》と聞いてもピンとこない人もいるかもしれない。そこで、牧口の発言内容を検討する前に、教育勅語を中心とした戦前の教育について触れておこう。もっとも、勅語発布後の半世紀をこえる日本教育史を通覧することはできないので、牧口が特高に睨まれ弾圧された太平洋戦争勃発前後――いわゆる国民学校期――に絞って見ておきたい。

教育勅語(正確には「教育ニ関スル勅語」)は、明治天皇の名で国民道徳の基本理念を示した勅語(天皇の言葉)で、1890(明治23)年10月30日に発布された。

以後、学校教育において修身科の根幹をなし、毎年1月1日、紀元節(2月11日、神武天皇の即位日とされる)、天長節(ときの天皇の誕生日)などの祝日には、校長が朗読の儀式をおこなった。とくに1941(昭和16)年3月以降、小学校が「国民学校」に改称されてからは、文部省の指示で儀式の仕方が細かく規定された。戦後になって、国会で排除・失効が決議され、教育現場から姿を消した。

勅語のくわしい中身についてはあとで見ることにして、まずは、学校での儀式がどのようなものであったか、参加者の証言を聞いてみよう。

作家の山中恒は、『子どもたちの太平洋戦争』(1986 [昭和61] 年)のなかで、国民学校の儀式のようすを回想している。

山中は1931 (昭和6) 年生れで、小学校に通ったのは1937 (昭和12) 年からの6年間、そのうち5・6年次の2年間が国民学校期にあたる。ちょうど文部省が『国体の本義』や『臣民の道』を発行して、《天皇=現人神》説の浸透をはかっていた時期と重なっている。

山中によると、儀式の日、子どもたちは教室に「1待機」し、担任から「『君が代』、『勅語奉答歌』、『式歌』をうたう前には咳払いをしてはならないとか、勅語奉読の際に洟をすすってはならないとか、御真影〔天皇・皇后の写真〕の覆いをとるとき、背のびして、上目使いに見てはならないとか、儀式の最中きょろきょろしたり、あくびをしてはならないといったことなど」(68) を注意されたうえで、講堂に「2入場」する。

そして儀式がはじまる――。

3開会 進行係が登壇せず「開会」の宣言をする。一同は正面に向かって礼をする。正面、檀の奥には予め、天皇・皇后の写真が掲げられている。天皇の写真は正面中央、皇后の写真はその右側である。明治節のときは、さらに天皇の写真の左側に、明治天皇の写真が掲げられる。そしてこの段階では、写真は白い紗のカーテンで覆われていて、式場からは見えない。

4御真影開扉 教頭が右側から昇檀して、端に立つ。校長が左から出て来て、全校生徒の前に立って正面を向く。「礼」の号令で、一同正面に礼をする。ただし礼の終わったあとも上体はもとへもどさず、前へ傾けて敬粛の意を表する。その間に教頭がカーテンの綱を引いて、カーテンを左右に開ける。御真影が初めて見えるようになる。上目使いに見るなとか、のびあがって見るなというのは、この際の注意である。カーテンが開き終わったところで、校長は上体をもとへもどす。一同も上体をもどし、教頭は正面を見たまま、後ずさりで降壇する。そこで御真影に対して「最敬礼」の号令がかけられる。最敬礼の後、校長は上体をかがめ、慎みを表わしつつ、もとの位置へもどる。

5国歌斉唱 「君が代」は二度繰返し、出席者全員で斉唱する。国歌は原則として一回斉唱であるが、時間の関係もあって二回繰返すのが長い間の慣例になっていた。

6 **勅語奉読** 壇上には中央よりやや左寄りに机がふたつ並べられており、中央に近い机の上に盆に載り袱紗をかけられた勅語謄本 [勅語の写し] が置いてある。校長が登壇し、御真影に向かって最敬礼し、 勅語謄本のところへ行き、袱紗を取り、箱から勅語謄本を取り出しておしいただく。つぎに勅語謄本を 開き、両手で持ち、腕を肩の高さに持っていき、少し上体を前へ傾け恭敬の意を表わす。一同はそれに 合わせて上体を前へ傾け、首を垂れて謹聴の体勢をとる。この際の勅語は「教育勅語」である。校長は これを出来るだけゆっくり、おごそかに読みあげる。最後の「御名御璽」[教育勅語の結びの言葉] を校 長が読みあげたら、一同は敬礼して、もとの姿勢にもどる。校長は勅語謄本をまるめ、箱にもどし、ふ たをして袱紗をかけ終わると、勅語謄本に一礼し、つぎにまた御真影に一礼して降壇する。<sup>(60)</sup>

このように、天皇・皇后の写真と勅語朗読に対し、子どもたちは前傾姿勢で敬意を示すことに なっていた。

これに関して山中は、「この勅語を謹聴する姿勢には無理があり、厳寒の一月一日とか紀元節のときは、みんなずるずると洟をすすりあげ、最後の『御名御璽』のあとの敬礼でもとへもどるときは、みんなの一斉に洟をすすりあげる音が講堂を圧したものである。一年生のなかには、このとき小便をもらすものがいたりして、それが講堂の床を音もなく流れて来るのに、勅語奉読の最中であるから身動きもならず、自分のところまで流れて来ないように懸命に祈り続けたという情けない話もある」(70)とも述べている。

<sup>(68)</sup> 山中恒 『子どもたちの太平洋戦争』 岩波書店、1986年、93-95頁。

<sup>(69)</sup> 山中『子どもたちの太平洋戦争』、93-95頁。

<sup>(70)</sup> 山中『子どもたちの太平洋戦争』、95頁。

このあと、「7 勅語奉答歌斉唱」「8 校長訓話」「9 式唱歌斉唱」「10御真影閉扉」「11閉会」とつづくが、紙幅の都合で省略する。

なお、閉会後も担任から、参加態度に問題がなかったか、校長の訓話を忘れていないかなど、 厳格な質問・指導があったということである。

### 牧口の発言(1)――天皇は忠を命じるべきではない

戦時下の学校教育における教育勅語の存在感は、およそ上のようなものであった。

とりわけ『国体の本義』が発行されて以降は、《天皇=現人神》説が文部省の公式見解となっていたので、必然的に、『教育勅語』を読むこと、それを聞くことは、神の言葉を読むこと、聞くことである」と見なされ、また、「それを読みまちがうことは神の言葉の冒涜であり、神の権威の否定に通じると非難される恐れがあった」という次第だった (71)。

こうした状況下であったにもかかわらず、牧口は、教育勅語の中身に対して異議を表明したのである。それはどういう理由からであったのか。

例の「訊問調書」を見ると、特高はこの問題で二つ質問をしている。まず、最初の問答から見てみよう。

- 問 被疑者は学会の会員其の他に対し教育勅語の『克ク忠ニ』と謂ふ事を天皇陛下が臣民に仰せられ た事でないと説明して居るが、如何なる理由なりや。
- 答 教育勅語の中に、親に対しては『父母ニ孝ニ』と明示してありますが、陛下御自ら臣民に対して 忠義を尽せと仰せられる事は、却而 陛下の御徳を傷付けるもので、左様に仰せにならなくても 日本国民は 陛下に忠義を尽くすのが臣民道であると考へます。<sup>(72)</sup>

### 【現代語訳】

- 問 あなたは学会の会員やその他に対して、「教育勅語の『克ク忠ニ』(よく忠実に)という言葉は天 皇陛下が国民におっしゃったことではない」と説明しているが、どういう理由からか。
- 答 教育勅語では、親に対する徳目として「父母に孝に」(父母に孝行せよ)と明示してあります(これは私ももっともなことと思います)。しかし、天皇に対する徳目として、陛下みずからが国民に向かって「忠義を尽くせ」とおっしゃるのは、かえって陛下の徳を傷つけるものです。そのようにおっしゃらなくとも、日本国民であれば陛下に忠義を尽くすのが国民のあるべき姿であると考えます。

ここで特高は、牧口が「教育勅語の『克ク忠ニ』(よく忠実に)という言葉は天皇が国民におっしゃったことではない」と語ったことについて、その真意を聞いている。「克ク忠ニ」という言葉についてはあとでくわしく触れるが、さしあたりは「よく忠実に」という意味で理解しておいてよい。

これに対する牧口の回答は、一見、天皇に対する忠誠を自明視しているように見えるが、そう

-

<sup>(71)</sup> 副田『教育勅語の社会史』、200頁。

<sup>(72) 『</sup>特高月報』昭和一八年八月分、153頁。(『牧口常三郎全集 第10巻』、203頁。)

解釈するのは短絡的であろう。これは特高を前にしての発言であるから、解釈には十分に注意を 払わねばならない。むしろ、この回答には牧口一流の皮肉が込められているといえよう。

前章で見たように、そもそも牧口のいう《忠誠》とは、憲法にしたがう天皇の姿を模範に、国 民が自発的に法にしたがうことを意味している。それゆえ牧口によれば、天皇が忠誠を命じるこ とは国民の自発性を否定することであり、逆にいうと、それだけ天皇が国民から模範視されてい ないことの証明になってしまうのである。

しかし戦前の、とりわけ昭和10年代の日本は、このあと見ていくように、国民が強制的に天皇 への《滅私奉公》を強いられた時代であった。

### 教育勅語の内容

牧口は、国家が天皇の名において強要する《忠義》道徳を、道理にかなっていないという理由で斥けた。天皇神格化が完了した時代状況にあって、いわば《神の言葉》である教育勅語を論難した事実は、迫害をも恐れぬ強靭なリベラリズムを証してあまりある。以上は間違いのないことである。

しかしながら筆者は、「訊問調書」での発言のみをもって、牧口の教育勅語批判の意義を把握し うるとは考えていない。教育勅語が――なかんずく「克ク忠二」の一句が――当時の社会で担っ ていた政治的役割を視野に入れるならば、牧口の発言は、単なる道理の表明をこえた衝撃性を有 していたことがわかるからである。

このことを理解するためにも、もう少し、教育勅語に関する知識を得ておかねばならない。まず、原文と口語訳を紹介しよう。

原文は資料としてかかげたもので、読みとばしていただいてもかまわない。

口語訳は戦前戦後を通じて多数作られているが、ここに引用するのは、太平洋戦争勃発の半年後に出た河村正太郎『青年学徒の心得置くべき詔勅謹解』(1943 [昭和17] 年6月) によるものである。青少年向けの平易な文体であるが、時代の雰囲気が反映されていて興味深い。

なお、太字にした箇所は、あとの考察でとくに重要な文言である。

#### 【原文】

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民、**克ク忠ニ**克 ク孝ニ、億兆心ヲーニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ 存ス。

爾臣民、父母ニ孝二、兄弟ニ友二、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆二及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ、獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス。朕爾臣民ト倶ニ、拳拳服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

### 【口語訳】

朕 [天皇の自称。ここでは明治天皇] がよく考へて見るのに、我が祖先の方々が、日本国をおはじめなされた規模が、広く且つ遠大なものであり、人民にお恵みを施したまうたことは、誠に深くして厚いものであった。わが国民はよく君には忠義をつくし、父母には孝行をはげみ、すべての人民が心をあはせて代々その忠孝の美風をなしてきたのは、我が国柄の最も美しくよい所であって、教育の由って出づる所もまたこゝに存している。

汝等臣民は父母には孝行をつくし、兄弟姉妹は仲よく愛し合ひ、夫婦は互に睦まじくし、友達同士の間はうそいつはりのない誠の心で交はり、つゝしみ深く傲り高ぶらず、つゞまやかに己が身を持ち守り、慈愛の心を近い者から次第に遠い者にと及ぼし、学問を修め業務を習ふことに依つて知識才能を開きのばし、道徳的品性を立派につくり上げ、更に進んで世間一般の人の利益を増進することに力を尽し、世の中の為になる仕事を開発し、常に皇室典範や憲法を尊重し、法律命令を守り行ひ、一たび国家に一大事が起つた場合は何時でも正義の心から発する勇気を励まして君国のためにつくし、かくの如くにして、以て天地とともに窮まりなき皇室の御運をおたすけ申さねばならぬ。以上の道をよく実行する者は、たゞ朕のために忠義な良い臣民であるばかりでなく、同時にお前たち祖先の遺した美風を明かにあらはすことも十分に出来るであらう。

この道は、実に我が祖先の方々が後世の者にお遺しになった御教訓であつて、皇室の子孫に当る方を 初め、一般国民も皆ひとしくしたがひ守らなければならぬもので、これを、昔から今に至るまで何時の 時代に行つても間違ひがなく、日本国内で行つても外国で行つても反しない道である。それで朕は汝等 臣民と一緒に謹んで奉戴実行し、皆一様にこの道徳を守り行ふ様にすることを切に望むのである。<sup>(73)</sup>

大まかな流れをいうと、第一段落で、歴代天皇と臣民がむかしから体現してきた美徳こそ教育 の淵源であると述べ、第二段落で、日本国民が身につけるべき十数個の徳目を列挙し、第三段落 で、それらの徳目を皇室も国民も実践せよと説いている。

さて、牧口が問題にした「克ク忠ニ」という一句は、第一段落で臣民の美徳を列挙するくだり の最初に出てくる。

#### 「克ク忠二」は軍国教育の柱

そうすると、牧口の教育勅語批判は、一見、第一段落のみに関わるようだが、事はそう単純ではない。文章というものは、全体ではじめて一つの意味を形成するものだからである。部分を取りあげて論じてもあまり意味がない。

まして教育勅語のように国家的聖典の役割を担った文章の場合は、それを国民に啓蒙しようと する文部省や学者たちによって数多くの注釈書や教科書が作られ、現実に大きな影響をおよぼし ていた。しかもそれら一冊一冊の中身は、作成された時点での社会情勢や国家政策を多かれ少な かれ反映している。

したがって、教育勅語第一段落の「克ク忠二」という一句を解釈するさいにも、戦時下の牧口を扱う本稿としては、『国体の本義』や『臣民の道』をはじめ当時影響力のあった注釈書・教科書を参照しつつ、文章全体の構造のなかで意味を把握したいと思う。そうしないと、牧口の教育勅語批判が戦時下の日本において何を意味したか、客観的につかむことはできない。

<sup>(73)</sup> 河村正太郎『青年学徒の心得置くべき詔勅謹解』伊藤文信堂、1943年、33-36頁。

まず、1937 (昭和12) 年3月に文部省が発行した『国体の本義』から調べてみよう。同書第一部「大日本国体」の第三節「臣節」(臣民の守るべき道) を開くと、「忠君愛国」という小見出しの箇所に次のように書かれている。

<u>忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である</u>。絶対随順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、<u>天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨</u>てて大いなる御稜威に生き、国民としての真生命を発揚する所以である。<sup>(74)</sup>

ここでは、「忠」が「天皇に絶対随順する」こととされ、また「天皇の御ために身命を捧げる」 という言葉でいいかえられている。しかも、天皇に身命を捧げることは自己犠牲ではなく、「国民 としての真生命を発揚する」ことになるという。これは天皇を《神》と見なして、犠牲を救済に 転化する論理である。

そうなると、教育勅語第一段落の「克ク忠二」という一句は、第二段落にある「一旦緩急アレ ハ義勇公ニ奉シ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という一文とセットになることで、はじめ て意味を形成していることになる。

すなわち、口語訳にある「一たび国家に一大事が起つた場合は何時でも正義の心から発する勇気を励まして君国のためにつくし、かくの如くにして、以て天地とともに窮まりなき皇室の御運をおたすけ申さねばならぬ」(太字箇所)という一文とセットということである(75)。

こうした滅私奉公的な「克ク忠ニ」の解釈は、当然、戦時においては、天皇と日本のための犠牲を正当化する論理として機能するほかないであろう。

以上のことは、一九四一年八月に文部省が発行した『臣民の道』を見ると、いっそう明白になる。同書第二章の、その名も「臣民の道」と題する節にはこう書かれている。

<sup>(74) 『</sup>国体の本義』、34-35頁。

<sup>(75)</sup> ここでは天皇機関説事件以降(つまり現人神思想が政府公式見解となって以降、の意味。本稿前章の「天皇神格化の背景」を参照のこと)の文部省の文献を引いたが、こうした滅私奉公的な教育勅語解釈には前史がある。明治・大正の代表的資料を1冊ずつ挙げておく。

明治期では、井上哲次郎の『勅語衍義』(1891 [明治24] 年) である。「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」の解説部分を見ると「我邦古来<u>忠義ノ土</u>多ク、<u>国家ノ安危休戚ニ関スルコトアルトキハ、自家ノ栄枯ヲモ顧ミズシテ、之レガ為メニ四方ニ奔走シ、身ヲ捨テ、命ヲ郷チ、</u>皇室皇位ヲ擁護シ、内ハ以テ匪徒ヲ防ギ、外ハ以テ外寇ニ当ルモノ」(2頁) とある。井上については、のちほど本章でも「内村と美濃部の受難」「忠孝優先論争――沢柳政太郎vs.井上哲次郎」の項で言及する予定である。

大正期では、杉浦重剛が1914(大正3)年から翌年にかけて皇太子裕仁親王(のちの昭和天皇)に進講した教育勅語講義録がある。「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の解説部分に「義勇奉公は忠君愛国に基く」と明言し、こう述べている。「以上の如く、我が国民は国家の危急に際して義勇奉公の挙に出づるは忠君愛国の至情に発す。一旦緩急あらんか、義勇奉公、凛烈たる態度に出で、最後の一人迄も戦ふ。夫の外国の如く、一連隊の大軍が白旗をあげて軍門に降るが如き醜態は、我が大和民族の大恥辱とする所なり」(杉浦重剛『選集 倫理御進講草案』第一書房、戦時休制版:1938年、417-418頁)。

天皇へ随順奉仕するこの道が臣民の道である。[…] 北畠親房は神皇正統記に、「凡そ王土にはらまれて、<u>忠をいたし命を捨つる</u>は人臣の道なり。」と教へてゐる。即ち臣民の道は、私を捨てて<u>忠を致し、天</u> 壌無窮の皇運を扶翼し奉るにある。<sup>(76)</sup>

要するに、「忠」は「命を捨つる」ことと同義なのであり、「天壌無窮の皇運を扶翼し奉る」(天地とともに窮まりなき皇室の御運をおたすけする)ことと一体なのである。そしてこれこそが「臣民の道」であるというのである。

以上のような《忠義》道徳を、文部省は初等教育でも徹底して浸透させていった。太平洋戦争 中に発刊された修身教科書『初等科修身 二』(1942 [昭和17] 年2月)では、「三 靖国神社」 という節にこう書かれている。

靖国神社には、<u>君のため国のためにつくしてなくなつた、たくさんの忠義な人々</u>が、おまつりしてあります。[…]

また、<u></u> <u>忠義をつくしてなくたつた人々</u>を、あらたにおまつりする時には、臨時大祭がおこなはれます。[…]

<u>君のため国のためにつくしてなくなつた人々</u>が、かうして神社にまつられ、そのおまつりがおこなわれるのは、天皇陛下のおぼしめしによるものであります。

私たちの郷土にも、護国神社があつて、戦死した人々がまつられてゐます。

私たちは、天皇陛下の御恵みのほどをありがたく思ふとともに、ここにまつられてゐる人々の忠義にならつて、君のため国のためにつくさなければなりません。(TT)

このように、君のため国のために死ぬことが「忠義」であると、繰り返し強調している。「六 日本は神の国」という節でも、北畠親房の『神皇正統記』を引いて、「忠義をつくし、命をすてるのは、臣民の道である」と念を押しているほどである。

さらに『初等科修身 三』(1943 [昭和18] 年1月) を見ると、「九 軍神のおもかげ」や「十五 特別攻撃隊」(特攻隊のことである) などの節で、戦争に殉じた軍人たちの精神を「尽忠報国」という言葉で称賛している (78)。

また**『初等科修身 四』**(1943 [昭和18] 年1月) では、「八 国民皆兵」という節で、兵士と して「忠誠勇武」を尽くすことが男子の本懐であると述べている<sup>(79)</sup>。

もはや多言を要さないであろう。以上の事実に照らして、教育勅語の「克ク忠二」という一句

<sup>(76) 『</sup>文部省編纂 臣民の道』、51-52頁。

<sup>(77) 『</sup>初等科修身 二』文部省、1942年、7-9頁。

<sup>(78) 『</sup>初等修身科 三』 文部省、1943年、54-55、85-86頁。

<sup>(79) 『</sup>初等修身科 四』 文部省、1943年、48-49頁。以下のような文章である。「日本人は、本来平和を愛する国民であります。けれども、一朝国に事ある時は、一身一家を忘れ、大君の御盾として兵に召されることを男子の本懐とし、この上ないほこりとして来てゐます。/大日本は、昔から一度も外国のために国威を傷つけられたことがありません。これは、まつたく御代御代の天皇の御稜威のもとに、私たちの先祖が、きはめて忠誠勇武であつたことによるのであります。私たちも、また、心を一つにしてこの大日本を防衛し、先祖以来の光輝ある歴史を無窮に伝える覚悟がなければなりません」。 ――まさに「国民皆兵」こそが教育勅語の実践形態であるといった口吻である。

が軍国主義教育の支柱的役割を担っていたことは疑いえない。

そして、この一句に対して、「克く忠になどとは、天皇自ら言はるべきものではない。教育勅語から削除すべきだ」(1941 [昭和16] 年11月、福岡県での講演)とした牧口が、体制側にとって国民教化を妨害する要注意人物と映ったこともまた確実である。

# 忠義道徳批判の系譜――秋水・如是閑・栄治郎

ここでいったん、近代日本思想史を振りかえり、《忠義》道徳に対する批判の歴史を見ておくことも、牧口の思想的位置を確認するうえで無駄ではないと思われる。

最初に言及すべき文献は、明治を代表する社会主義者の幸徳秋水が著した『廿世紀之怪物 帝国主義』(1901 [明治34] 年) である。斎藤正二によって指摘されているが、牧口は早くから同書に関心と共感を寄せていたようで、最初の著作『人生地理学』(1903 [明治36] 年) にはその強い影響をうかがうことができる (80)。

重要なことは、この幸徳秋水『帝国主義』こそ、忠義道徳と軍国主義との共犯関係を指摘した 日本での先駆的書物であるという事実である。第二章「愛国心を論ず」から引用しよう。

○日本の軍人が尊王忠義の情に富めるは真に掬すべきあり。しかれども彼らの尊王忠義の情が、文明の 進歩と福利の増加において、いくばくの貢献するところあるやは問題なり。[…]

○父母兄弟の困厄を救わんがために、あるいは盗を為す者あり、あるいは娼婦となる者あり、[…] <u>忠義</u> の心や善し、皇上のためや善し、しかも正義と人道は我知るところにあらずと言わば、これ野蛮的愛国 心なり、迷信的忠義なり、何ぞ彼の孝子的娼婦盗賊と異ならん。<sup>(81)</sup>

秋水は、「尊王忠義」もけっこうだが、軍人たちのやっていることはまるで盗賊と変わらないではないかと批判する。正義と人道にもとるようでは、しょせん「野蛮的愛国心」であり「迷信的忠義」ではないかと弾劾する。

ときに、教育勅語発布から11年後、日清戦争終結から6年目のことであった。当時30歳の青年 牧口が、『人生地理学』を執筆しつつ、この忠義道徳批判から大きな啓発を受けていた蓋然性は少 なくない。

なお、1910 (明治43) 年に秋水が明治天皇暗殺計画の容疑で逮捕される (大逆事件) と、『帝国 主義』も「安寧秩序ヲ妨害」(出版法第19条) した書物として発禁になった。翌年、容疑を裏づけ る積極的証拠もないまま、秋水は処刑された。

紙幅の都合で時代を一気に下るが、大正期における忠義道徳批判の代表的論者としては、ジャーナリストの長谷川如是閑がいる。『現代国家批判』(1921 [大正10] 年)では、日本の役人たちが「国家のため」を連呼して国民に奉仕を求めることに対し、こう批判している。

<sup>(80)</sup> 斎藤正二「若き牧口常三郎――評伝的研究の一小部分(つづき)」『斎藤正二著作選集 第7巻』八坂書房、2004年、566-567頁。

<sup>(81)</sup> 幸徳秋水『帝国主義』岩波文庫、2004年、45-46頁。

国家が神秘的存在としてでなく、制度としての存在として認められるようになった今日においては、それは人民の真善な生活を保障し得なくとも、せめてはそれを妨げるものではないということだけでも承認を受けなければ、国家自体の肯定が拒まれるのである。故に今日においては如何に人民を国家に忠誠ならしめるかという問題よりも、如何に国家を人民に忠実ならしむべきかという問題の方が、国家にとって大切なのである。(82)

国家を神のように崇めた時代が終わった今日、国家に期待されるのは「人民の真善な生活」を 妨げないという消極的役割にすぎないのだから、忠誠を要求されるべきは人民ではなくむしろ国 家のほうである、と如是閑は喝破する。大正期にはこうしたラディカルな見解もまだ弾圧を免れ ていたのである。

だが昭和に入ると、満州事変のあたりから情勢は徐々に厳しくなり、『現代国家批判』の路線で世相を批判した『日本ファシズム批判』(1932 [昭和7]年)は発禁になる。翌年には如是閑自身も「治安維持法違反」の容疑で特高の取り調べを受け、以後、表立った政治批判はつつしむことを余儀なくされた。

昭和軍国主義の流れに抗い果敢に忠義道徳批判をつづけた一人が、経済学者の河合栄治郎である。代表作『ファッシズム批判』(1934 [昭和9]年)は、随所に伏せ字(検閲でとがめられそうな部分を×印などで印刷すること)が見られ、思想統制が強まっていた状況を示している。典型的な伏せ字箇所を、戦後の全集版にしたがい、〈〉内に補って引用する。

吾々は所謂〈国家主義〉に〈盲従〉してはならない。<u>〈国家主義者の主張のみが〉祖国の為に忠なる所以ではない</u>。誰か祖国を愛せざるものがあろう。唯問題は何が祖国を愛することかと云うことのみに在るからである。<sup>(83)</sup>

満州事変や五・一五事件を経て軍部が存在感を増しつつあるなか、河合は、真に「祖国の為に 忠なる」ことは国家主義に盲従することではない、と訴える。

この一文は、戦争の原因を冷静に分析し、平和への道を模索している自分こそが真の愛国者なのだ、という自負を表している。現に同書全体がそういう研究になっている。

しかし、日中戦争勃発の翌年(1938 [昭和13] 年)には、『ファッシズム批判』を含め河合の著書4冊が発禁となった。河合のその後の人生は、発禁処分を不当とする裁判闘争に費やされるが、最終的には1943(昭和18)年6月25日に有罪判決が下っている。牧口が逮捕される11日前のことである。重なる心労から持病を悪化させた河合は、1944(昭和19)年2月に死去。牧口が東京拘置所で息を引き取る9か月前のことである。

#### 内村と美濃部の受難

視点を変えて、教育勅語を批判するということが戦前の日本において何を意味したかについて

<sup>(82)</sup> 長谷川如是閑『長谷川如是閑評論集』飯田泰三・山峰健二編、岩波文庫、1989年、115頁。

<sup>[83] 『</sup>河合栄治郎全集 第11巻』 社会思想社、1967年、141頁。

も、最小限、資料で跡づけておこう。

教育勅語にまつわる受難者といえば、勅語発布の翌年、1891 (明治24) 年に起きたキリスト者の内村鑑三が有名である。ただし、内村は教育勅語自体を批判したのではなく、第一高等中学校でおこなわれた奉読式で最敬礼をしなかったために、不敬として教職を追われたのだった。最敬礼をするのは偶像崇拝に当たると内村は考えたのである (84)。

この事件を機に、ジャーナリズムではしばらくキリスト教攻撃が過熱した。代表的なものは哲学者・井上哲次郎の論文「教育と宗教の衝突」(1893 [明治26] 年)である。その一節を引くと、

勅語に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあり。其意は我邦人は如何なるものも国家の緩急あるに際しては、生命を擲ちて皇運の安全を企図せざるべからざるなり。然るに耶蘇は勿論、耶蘇の徒弟も少しも国家の為め、又は君主の為めには生命をも擲ち、之れが安全を維持せざるべからざることを言はず。是れ彼等は国家の外に天国あるを信じ、君主の上に神あるを信ずればなり。(85)

要するに、キリスト者が教育勅語を拝礼しないのは、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」という精神の否定であり、すなわち「国家の為、又は君主の為には生命をも擲ち」という覚悟が欠如している証拠である、というのが井上の主張である。

ちなみに、井上は、明治の代表的な教育勅語解釈書『勅語術義』(1891 [明治24] 年)の著者であり、同書の内容がのちの『国体の本義』や『臣民の道』にも影響を与えている (86)。

さて、内村の「不敬事件」以降、戦前に教育勅語を批判した例がいくつあるのか、正確には筆者は知らない。もっとも、民衆の間では勅語の文言をもじった駄洒落も存在したようだが (87)、公の場での勅語批判はやはり禁忌であったにちがいない。

というのも、筆者は『昭和特高弾圧史』(全8巻) <sup>(88)</sup> を調べたが、牧口以外に、教育勅語を批判したとして特高が記しているのは、無教会主義(内村鑑三が唱えたキリスト教信仰)の一信者が出した新聞『求道』第89号(1937[昭和12]年8月)一件にとどまるからである <sup>(89)</sup>。他にも

<sup>(84)</sup> 関根正雄編著『内村鑑三』清水書院、1967年、61-62頁。

<sup>(85)</sup> 井上哲次郎「教育と宗教の衝突」、『日本哲学思想全書 第15巻』三枝博音編、平凡社、1957年、360-361 頁。

<sup>(86)</sup> 副田『教育勅語の社会史』、167-168頁。

<sup>(87)</sup> 副田『教育勅語の社会史』(第IV章4「民衆のなかの『教育勅語』」)、224-233頁。

<sup>(88) 『</sup>特高月報』(1930年3月~1935年10月、1938年8月~1944年11月)、『特高外事月報』(1935年11月~1938年7月)、および「特高月報原稿用紙」に書かれた1945年1~6月分の生原稿を、問題別・時期別に整理・編集したもの。明石博隆・松浦総三編、太平出版社刊、1975年。

<sup>(89) 『</sup>昭和特高弾圧史3 宗教人にたいする弾圧(上)一九三五~四一年』太平出版社、1975年、108頁。参考までに、この『求道』第89号に関する特高の記述を全文引いておく。「『昭和維新』と題し、教育勅語の精神を誹謗し又真理に従へと題し反戦思想を醸成せしむるが如き所説をなす(発禁処分の通告受けながら秘に之れを頒布せり)」。なお、この信者は不敬罪で検挙されたが、「改悛の至情を示して将来の謹慎を誓約」したため、不敬罪ではなく新聞紙法違反として送致された、と特高は記している(同、105-106頁)。

あるかとは思うが、それにしても少ない。

教育勅語批判の困難さを示す事例を、もう一つ紹介しよう。1935 (昭和10) 年の天皇機関説事件で、憲法学者の**美濃部達吉**が「不敬罪」容疑で訴えられたことは前章でふれた。じつは、彼は検事局の取り調べにおいて、教育勅語を批判することの是非について訊かれたらしい。取り調べをした検事・戸沢重雄の戦後の証言をもとに、美濃部の息子の亮吉がそう書いている (50)。

同証言によると、検事局は、美濃部に皇室冒瀆の意思がないことを知っていたので、不敬罪ではなく出版法違反で裁こうとしたようである。出版法では、著者の意思に関係なく、内容に皇室冒涜の可能性が認められれば有罪にできたからである。

美濃部の学説によれば、詔勅(証書や勅語)は「天皇が国家の利益のために、いかに統治権を 行使したか、または行使するか」を国民に知らせたもので、議会と政府が全責任を負っているの だから、国民はそれを批判してさしつかえない。この論理を検事局は衝こうとした。

やや長くなるが、息子・亮吉の文章を引いておく。

今となっては、戸沢検事の調べの内容を明らかにする方法はない。ただ戸沢検事の記憶にたよるよりほかはない。戸沢検事のいうところから推察しても、詔勅は批判してもよろしいということを父 [美濃部達吉]の口からいわせることに調べの目標がおかれていたらしい。そのためには、検事特有の意地の悪い誘導的な訊問をしたにちがいない。検事局から帰って来て、父の口をついてでた最初の言葉は、「まことに不愉快だった」という一言であった。

[…]

戸沢検事の言によれば、父に一応その憲法理論の説明をさせておいて、――恐らくは詔勅は批判してもよいという結論になるように、誘導的に理論を展開させたのであろう――さてその上で、<u>政治、経済、外交など</u>に関する詔勅を批判してもさしつかえないのかと質問した。父はもちろんイエスと答えた。戸沢検事は重ねて、「しかし、勅語ことに教育勅語は批判してはいけないという説がありますが、それについてはどう思いますか」と尋ねた。父は言下に、「それはたんなる俗説にすぎません」といい切った。

ここで昼飯になり、父は好物の鰻どんぶりを注文したそうである。

戸沢検事の言によれば、午後の調べが始まる前に、父はすこぶる苦渋の色を浮かべながら、顔面を紅潮させて、「午前に言ったことで誤りがあったから訂正したい、教育勅語は批判してよいといいましたがあれは誤りで、実際は批判してはいけないものなのです」といったということである。ことの真偽はわからない。また、父が実際にそう言ったとして、どんな表情で言ったかなおわからない。ただ私が考えても、そういうこともあり得ないことではないという気はする」<sup>(91)</sup>

美濃部の態度を難じるためにこの文章を引いたのではない。もとより戸沢検事の話が典拠である以上、本当に美濃部が教育勅語は批判できないと述べたのか、判断する手立てもない。

本稿が強調したいのは、訊問をおこなった検事その人が、美濃部から"教育勅語は批判してよい"という発言を引き出して有罪に持ち込もうとした、と回想していることの重大さである。それほどまでに教育勅語は公的権威を有していたのである。

上の文章につづき、亮吉は父親の内面をこう推し量っている。「それ〔教育勅語〕はたんに道徳

<sup>(90)</sup> 戸沢検事の証言は、尾崎上郎の小説『天皇機関説』(文芸春秋新社、1951年) にも活かされている。

<sup>(91)</sup> 美濃部亮吉『苫悩するデモクラシー』、84-86頁。

律を示したもので、政治、経済、外交などのような国務に関する詔勅とは性質がちがう。教育勅語について譲歩しても、父の憲法理論がくずれるということはない。こういうふうに考えて、教育勅語については譲歩することに決意したのではないだろうか。[…] いずれにせよ、譲歩したのが真実なら、父も苦しかったにちがいない」(92)。

たしかに、憲法学者の美濃部としては、教育勅語にかかずらって罠にはめられるよりも、本領の憲法理論で戦うことに意義を見出したのかもしれない。現に、美濃部はその後も天皇機関説の正当性を説きつづけ、そのために議員辞職に追い込まれ、翌年には狙撃されたのである。

# 牧口の発言②――忠は孝に含まれる

ここまで本稿は、1890 (明治23) 年の教育勅語発布を機に《忠義》道徳が社会的影響力を増し はじめ、そこに国家主義の危険を感じとった幾人かの思想家が異議申し立てをおこなったにもか かわらず、昭和軍国主義の高揚がそれらの批判意見を一掃してしまった、という思想史的プロセ スを簡単に跡づけてみた。また、特高警察や思想検事が、教育勅語を批判することを法的に有罪 と見なしていたことも確認した。

これだけでも、教育勅語の「克ク忠二」を削除すべきとした牧口の思想的位置がかなり明瞭になってきたと思う。

ところで、本章の最初のほうで述べたが、じつは牧口の教育勅語批判について、特高はもう一つ訊問をしている。次にそちらを見てみよう。

あらかじめ述べておくと、この二つ目の問答は、牧口の教育勅語批判が、上述のような思想史 的プロセスをよく観察して自覚的に選んだ立場であったことを教えてくれる。すなわち、「克ク忠 ニ」の削除要求が、取りもなおさず時局に対する抵抗であったことを教えてくれる。

- 問 平重盛は親に孝ならんと欲すれば君に忠ならず、君に忠ならんと欲すれば親に孝ならずと被疑者 は説例して居るが、之に対する所見は如何。
- 答 平重盛の親に孝ならんと欲すれば君に忠ならず、君に忠ならんと欲すれば親に孝ならずと云ふ事は、有名な話で私は之を時々説いて居ります。重盛も非常に悩んだとの事でありますが、私は忠と孝とを二元的に考へる事は対立して両立しないと思ひます。

故に我々国民は之を一元的に考へて、親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以だと思ひます。 教育勅語の「克ク忠ニ」は「君ニ」と改正追補すべきものと思ひます。 (93)

## 【現代語訳】

- 問 平重盛の「親に孝行しようとすれば君主に忠実でなくなり、君主に忠実であろうとすれば親に孝 行ができない」という言葉を引用してあなたは話をしているが、どういう解釈をしているのか。
- 答 平重盛の「親に孝行しようとすれば君主に忠実でなくなり、君主に忠実であろうとすれば親に孝 行ができない」という言葉は有名で、私もときどきその説明をしています。重盛もたいへんに悩 んだそうですが、私が思うには「忠」と「孝」とを分けて考えるからそうした対立を生じ、両立

<sup>(92)</sup> 美濃部『苦悩するデモクラシー』、86頁。

<sup>(93) 『</sup>特高月報』昭和十八年八月分、153頁。(『牧口常三郎全集 第10巻』、203-204頁。)

できないのです。

それゆえ、私たち国民は「忠」と「孝」とを一つのものと考えて、親に孝行をすればそれが君主にも忠実であることになる、と思います。教育勅語の「克ク忠二克ク孝二」(君によく忠義を尽くし、父母に孝行をはげみ)というくだりは、「君二克ク孝二」(君によく孝行をはげみ)と改正すべきものと思います。

ここで特高は、平重盛(平清盛の嫡男である)の「親に孝ならんと欲すれば君に忠ならず、君に忠ならんと欲すれば親に孝ならず」という言葉について、牧口の解釈を訊こうとする。特高がこの質問をしたのは、牧口の回答にあるように、牧口がこの言葉についてときどき論じていたからである。

重盛の言葉を少し説明すると、これは、父・清盛が後白河法皇(第77代天皇)の平家打倒計画に怒って法皇を監禁しようとしたときに、当時朝廷の要職にあった重盛が父を諌めつつ語った言葉とされる(出典は頼山陽『日本外史』)。文脈的には、「もし私が父上にしたがうならば法皇を裏切ることになり、法皇にしたがうならば父上を裏切ることになります」という意味である。

伝えるところでは、つづけて重盛は「この苦しみには耐えられません。どうしても父上が法皇 を監禁なさるのであれば、この重盛の首をはねてからにしてください」と訴え、清盛に法皇監禁 を断念させたという。

さて牧口の回答は、重盛に対して批判的であり、親に孝行をすることが、そのまま君主にも忠 実を尽くすことになるというものである。それゆえ、わざわざ天皇が国民に「克ク忠二」(よく忠 義を尽くし)と命じる必要はなく、教育勅語の文言も「克ク孝二」(よく孝行をはげみ)に統一す るべきだ、と主張している。

## 政府の公式見解——孝は忠に含まれる

じつは、ここでも牧口は、政府の公式見解とは異なる立場を表明している。例によって文部省パンフレットの主張と比較してみよう。まず、『国体の本義』(1937 [昭和12] 年3月)が説いている「忠」と「孝」との関係は、次のようなものである。

我等の祖先は歴代天皇の天業恢弘を翼賛し奉ったのであるから、我等が天皇に忠節の誠を致すことは、即ち祖先の遺風を顕すものであって、これ、やがて父祖に孝なる所以である。<u>我が国に於ては忠を離れて</u>孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。国体に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いている。 (94)

現代語訳すると次のようになる。日本国民の祖先は、歴代天皇が事業を広めるのをお助けしてきたのであるから、われわれが天皇に忠義を尽くすことが祖先の教えを継承し発展させることになり、やがては父や祖先に対する孝になるのである。日本においては忠をはなれて孝はなく、孝はつねに忠を根本としている。ここにこそ、日本の国柄にもとづく「忠孝一本」の法則が輝いて

<sup>(94) 『</sup>国体の本義』、47頁。

いる――という意味である。

次に、『臣民の道』(1941 [昭和16] 年8月) の主張も見ておこう。

天皇は皇祖皇宗を祀り大孝を申べ給ひ、その御心を体せられ、惟神の道に則とつて国を治め民をしろしめし給ふ。 この皇室に於ける御敬神の彌深きを仰ぎ、臣民各と敬神崇祖を実践するところに、自ら孝が成ぜられる。 我等臣民は歴代の天皇に仕へ奉りし祖先を敬ひ、その純忠と同心一体となつて、現御神に仕へまつり、大御心に応え奉らねばならぬ。  $^{(95)}$ 

要するに、天皇が「皇祖皇宗」(天照大神をはじめ、天皇家の先祖)をまつることが「大孝」(最大の孝)であり、それゆえ天皇と同じく「敬神崇祖」(天照大神をうやまい、歴代天皇をあがめること)を実践するところに国民の「孝」が成立する、という意味である。日本国民の祖先はみなそうしてきたのだから、その祖先をうやまうためにも「現御神」(現人神)である天皇に「純忠」であるべきだ、というのである。

――以上から明らかなように、当時の国民教化パンフレットは、あくまで天皇への「忠」が根 本であり、そのなかに親への「孝」も含まれる、と主張している。『国体の本義』がいう「忠孝一 本」とは、じつのところは《忠一元論》にほかならなかった。

そして、ここで強調されている「忠」が、「皇運を扶翼し奉る」(皇室の御運をおたすけする) ために「命を捨つる」という意味であることは、すでに確認したとおりである。天皇のために死 立ことがそのまま親への孝行になる、というのが政府の公式見解だったのである。

# 国定教科書の描く平重盛

したがって、「親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以」(親に孝行をすればそれが君主にも 忠実であることになる)とする牧口は、政府の国民教化方針とは正反対の立場――いわば《孝一 元論》――を主張していたといってよい。

両者の対比は、当時の国定歴史教科書における平重盛の扱いを調べると、いっそう明確に浮かびあがる。日中戦争が完全に泥濘化し、日米関係も悪化しつつあった時期に刊行された『小学国史 上巻』(1940 [昭和15] 年2月) から、「第十七 平重盛」の節を見ておこう。

同書はこう叙述する。

――平清盛が平家の隆盛とともにわがままになるのを、後白河法皇は抑えこもうと考えたがうまくいかなかった。法皇の臣下のなかにも、ひそかに平家を滅ぼそうと考える人々がいた。これを知った清盛は激昂して反撃に出、ついには法皇を監禁しようと武装した。そこへ息子の重盛が駆けつけ、父をいさめにかかる。

重盛は、はらゝゝと涙を流しながら、「恩を知つてこそはじめて人間といへます。恩を知らないものは、 鳥やけだものと同じことであります。 恩の中でも一ばん重いのは君の御恩で、父上やおろかなわれわれ

<sup>(95)『</sup>文部省編纂 臣民の道』、58頁。

までが、高い官位をたまはつてゐるのも、全く君の御恩であります。今、この大恩を忘れて、朝廷をかろんじ奉るやうなことがあつては、たちまち神罰をかうむり、一族は必ずほろびてしまひます。父上がどうしてもお聞入れにならないなら、私は兵をひきゐて、法皇をお守りいたさなければなりません。たゞ、子としての私が、父上にてむかふことは何といふ不幸でございませう。どうか、この企を成しとげようとなさるなら、まづ私の首をはねて後にして下さい。」と、真心こめて諫めた。さすがの清盛も、重盛の言葉にひとまづ思ひとどまつた。重盛は、まことに忠孝の道を全うした、りつばな人といふべきである。

このようにして『小学国史 上巻』は、重盛に「朝廷をかろんじ奉るやうなことがあつては、 たちまち神罰をかうむり、一族は必ずほろびてしまひます」と語らせ、次の節「第十八 源氏の 再興」で描く平家滅亡の話への伏線にしている。平家滅亡は、重盛の病死後に清盛が法皇に手を 出したための「神罰」であるというのである。

やはりこの教科書も、親への「孝」よりも君主への「忠」を優先せよ、という《忠一元論》の メッセージを発しているのである。重盛のことを「忠孝の道を全うした、りつばな人」と称しな がらも、結局は「忠」の面のみを強調して終わっている。

さすがに文部省も、これでは記述のバランスに問題があると思ったのか、太平洋戦争中に発刊した『初等科国史 上』(1943 [昭和18] 年2月)では、

思ひあがつた清盛は、勢の盛んなのにまかせて、しだいにわがままをふるまふやうになり、一族のものもまた、これにならひました。<u>ただ長男の重盛だけは、忠義の心があつく</u>、職務にもまじめな人で、平家が栄えるのも、まったく皇室の御恵みによるものであることを、よくわきまへていました。<sup>(97)</sup>

と記し、重盛への評価を「忠義」の一点に絞っている。

さらに、牧口が逮捕される約4か月前に出た『初等科国史 下』(1943 [昭和18] 年3月) も、 最終節の「第一五 昭和の大御世」において、

御恵みのもと、世々の国民は、天皇を現御神とあがめ、国の御親とおしたひ申しあげて、忠誠をはげんで来ました。その間、皇恩になれ奉つて、わがままをふるひ、太平に心をゆるめて、内わもめをくり返し、時に無恥無道の者が出たことは、何とも申しわけのないことでありました。しかし、さうした場合でも、親子・一族・国民が、たがひに戒め合ひ、不覚をさとし、無道をせめて、国のわざわひを防ぎました。清麻呂が道鏡の非望をくじき、重盛が父のわがままをいさめ、光圀・宣長らが大和心を説いて尊皇の精神を吹きこんだなど、その例です。(98)

と述べ、天皇に「忠誠」をはげんで「父のわががまをいさめ」た模範的国民として、重盛の名を 挙げている。

なお、この節の結びでは、太平洋戦争における日本の正義を強調したうえで、楠木正成の「敵

(97) 『初等科国史 上』文部省、1943年、90-91頁。

<sup>(96) 『</sup>小学国史 上巻』 文部省、1940年、83-84頁。

<sup>(98) 『</sup>初等科国史 下』文部省、1943年、184-185頁。

寄せ来らば、命にかけて忠を全うすべし。これぞ汝が第一の孝行なる」という言葉を引き、「孝」 を「忠」のもとへ完全に従属させている<sup>(99)</sup>。これが『初等科国史』全編の結論なのである。

――以上の追跡でいよいよ明らかになってきたが、牧口が平重盛のエピソードに言及して「親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以」と述べたときに、彼の批判の標的は、当時の政府が鼓吹する《忠一元論》のイデオロギーにあったと見て間違いない。

そして、このことが明らかになったいま、牧口が「克く忠になどとは 天皇自ら言はるべきものではない。教育勅語から削除すべきだ」と述べた理由にも理解がとどく。また、「陛下御自ら臣民に対して忠義を尽せと仰せられる事は、却而 陛下の御徳を傷付けるもの」と述べた理由も納得できる。

これらの発言は、昭和軍国主義に対するやむにやまれぬ異議申し立てとして受け取るのが、おそらくもっとも合理的な解釈であろう。「克ク忠二」の一句が国民に血の犠牲を求めるスローガンであった事実と、牧口がその削除を主張した事実とを、まったく無関係のものと見るほうがむしろ困難である。

# 忠孝優先論争——沢柳政太郎vs. 井上哲次郎

本章を締めくくる前に、一つ補説しておきたいことがある。

さきに見たように、牧口は「親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以」と語っているが、あくまでこれは、教育勅語解釈における「克ク忠二」の比重を引き下げるために「克ク孝二」を強調したまでのことであり、家父長制的な《孝至上主義》を説いたという意味ではない。

それどころか、概して牧口の著作には「孝」に関する記述が見られないのである。筆者の知るかぎり、「孝」についてまとまった言及があるのは、初期の論文「単級教授の研究」(1887 [明治30] 年)が、ほとんど唯一の例である。北海道尋常師範学校で教諭をしていたときの教育学論文で、当時牧口は26歳だった。

そのなかの修身科を論じたくだりを見ると、教育勅語発布からまもない1890年代の教育界において、修身教育を「**孝から始めるべきか、それとも忠から始めるべきか」**という論争があったことがうかがえる。

この問題に対する、若き牧口の考えは次のようなものである。原文は難解な文語のため、現代 語に訳して引用する。

われわれ人間は、自分の心のなかに何ら関係する思想がなく、連結できる要素がないような対象については、視ることも、受容することも、認識することもできない。人間が新しい観念を獲得できるのは、ひとえに手持ちの観念のおかげである。それゆえ、「近より遠に及ぼせ」という標語は、この問題〔忠・孝の優先論争〕にも適用すべきものである。北海道のような周縁地域にあって、ふつうの児童は、手持ちの観念が家庭や近隣の範囲を出ない。孝より始めるべきであることは論ずるまでもない。(100)

<sup>(99) 『</sup>初等科国史 下』、188頁。

<sup>(100) 『</sup>牧口常三郎全集 第7巻』 第三文明社、1982年、220-221頁。

用語上の注釈をしておくと、手持ちの観念をもちいて新たな観念を獲得するというのは、「観念の類化」と呼ばれるヘルバルト(Herbart, Johann Friedlich.ドイツの哲学者・教育学者)の教育理論である。また、「近より遠に及ぼせ」という標語は、ペスタロッチ(Pestalozzi, Johann Heinrich.スイスの教育者。ヘルバルトの師)に由来するものである。

いずれも、教育は子どもにとって身近な経験を基礎とせよ、という思想である。若き牧口はこ の二人の流れをくむ教育理論に学ぶところが多く、その影響は生涯つづいた。

牧口はこれらの理論に依拠して、遠大で抽象的な徳自である「忠」よりも、身近で具体的な徳 自である「孝」から始めるべきであるとしている。後年の教育勅語批判の原型ともいえよう。勅 語発布から7年目のことである。

当時の忠孝優先論争についてくわしく述べる余裕はないが、日清戦争を経て富国強兵の実をあげつつあった時世では、幸徳秋水が先述の『帝国主義』で批判したように、「忠」を強調するのが大勢であった。

なお、時代を少し下って、そうした「忠」強調の流れに異議を唱えた数少ない教育学者の一人に**沢柳政太郎**(成城学園創立者)がいる。彼の『中学修身書 二巻』(1909 [明治42] 年)には次のような記述がある。

忠ならんと欲すれば先ず孝ならざるべからず。孝行の人にして始めて忠義の人となることを得べし。 父母に孝なる能はずして如何して君に忠なるを得んや。[…] <u>我等が学業を励み、日々の務に服して父母</u> の心を安んずるは、同時に忠を尽す所以なり。<sup>(101)</sup>

とくに下線部は、牧口が「訊問調書」で語っている「親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以」という言葉と、内容・表現ともに類似していて興味深い。牧口の言葉は、内容的には若き日のヘルバルトやペスタロッチの学習に端を発しているが、表現的にはもしかすると沢柳に負っているのかもしれない。

現に、牧口は沢柳にかなり信を置いていたらしく、上京後の小学校長時代に沢柳と交流しているし、『創価教育学体系 第一巻』(1930 [昭和5]年)では、自身の根本主張が沢柳の『実際的教育学』(1909 [明治43]年)と同一であることを認めてもいる (102)。

一方、沢柳とは反対の主張をしたのが、哲学者の**井上哲次郎**である(彼については本章で一度 あれた。内村鑑三の不敬事件[1891年]を機にキリスト教攻撃をおこなった人物である)。

大逆事件後の政府の徳育強化方針を受けて、井上は『国民道徳概論』(1912 [明治45] 年)を発刊し、「孝よりは忠を重しとする」という《忠至上主義》を明確に打ち出した。

以後同書は国家の公認学説としてロングセラーの地位をしめ、1918 (大正7) 年には増訂版も 出た。このとき井上が加筆したのが、平重盛のエピソードであった。

<sup>(101) 『</sup>沢柳政太郎全集 第5巻』 国土社、1976年、143頁。

<sup>(102)『</sup>牧口常三郎全集 第5巻』、17頁。

平重盛が孝子とならんと欲すれば、則ち不忠となり、忠臣とならんと欲すれば、則ち不孝となり、進 退維れ谷れりと云つたのは、父清盛が不忠の態度に出た為である。[…] 一家に於ける父子の情愛から云 へば、重盛の困つたのは無理もない事である。併し清盛が真に不忠不義の事を断行する場合には、子た る重盛も君国の為に孝を捨てゝ忠を取らなければならぬ。[…] それで孝よりは忠を重しとする。<sup>(103)</sup>

つまり、親が天皇に「不忠」であるときは、子は親をすてて天皇への「忠」をとらねばならない、という主張である。

筆者の見るところ、国定歴史教科書で重盛が大きく取り上げられるのは、この『増訂 国民道 徳概論』刊行後に編集された『尋常小学国史 上』(1920 [大正9] 年) からのことである。これ 以降の歴史教科書における重盛の扱いについては、すでに述べたとおりである。

こうしてみると、もとから沢柳と近い立場にあった牧口が、その後の井上的な文部省の教育方針と対立を深めていったのは必至の歩みであったといえよう。

戦時下の牧口の教育勅語批判は、明治以降の教育政策を冷静に観察し、問題の所在を見抜いた うえでの意見表明だったと解さねばならない。また、そう解してはじめて、「訊問調書」における 彼の自信にみちた語り口にも理解をおよぼすことができるであろう。忠義道徳批判は、教育学者 の彼として一歩も譲ることのできないテーマだったのである。

<sup>(103)</sup> 井上哲次郎『増訂 国民道徳概論』三省堂、1918年、283頁。